

# 平成 28 年度 成年後見制度に関する実態把握調査結果

平成 28 年 8 月

ふれあいネットワーク



社会福祉  
法人

新潟県社会福祉協議会

## 《 も く じ 》

- 調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
  
- 平成 28 年度新潟県における成年後見事件に関する実態把握調査の結果・・・・4
  
- 平成 28 年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果・・・18
  
- 平成 28 年度社協における法人後見事業等に関する実態把握調査の結果・・・・30

## 調査の概要

### 1 目的

県内における成年後見制度の取組み状況の把握

### 2 実施主体

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

### 3 調査の種類、目的、対象等

#### (1)平成 28 年度新潟県における成年後見事件に関する実態把握調査

目的	新潟家庭裁判所において取り扱う成年後見事件の状況把握
対象	新潟家庭裁判所(1か所)
実施方法	訪問による直接依頼とファクスによる回収
発送数	1
回収数	1

#### (2)平成 28 年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査

目的	新潟県内における成年後見制度利用支援事業等の実施状況の把握
対象	新潟県内の市町村行政(30市町村)
実施方法	メールによる依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

#### (3)平成 28 年度社協における法人後見事業等に関する実態把握調査

目的	新潟県内の市町村社会福祉協議会における法人後見事業等への取組み状況の把握
対象	新潟県内の市町村社会福祉協議会(30社協)
実施方法	郵送による依頼及びファクス等による回収
発送数	30
回収数	30

### 4 調査期間

平成 28 年5月 16 日～6月 10 日

## 5 調査結果の概要

### ①平成 28 年度新潟県における成年後見事件に関する実態把握調査の結果について

- 平成 27 年の成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申立件数は 681 件(前年比 4 件増)。
- 平成 27 年の市町村長申立件数は 59 件<sup>※1</sup>(前年比 5 件減)で、平成 21 年以降年々増加していた市町村長申立件数は減少。
- 平成 27 年の成年後見人等と本人との関係別選任件数は、親族後見人<sup>※2</sup>選任件数が 228 件(前年比 59 件減)、第三者後見人<sup>※3</sup>選任件数が 491 件(前年比 83 件増)となり、平成 25 年、26 年に引き続き、第三者後見人の選任件数が親族後見人の選任件数を上回っており、その件数の差は年々開いている。(本調査開始以降初めて新潟家庭裁判所本庁、支部、出張所の全てにおいて第三者後見人の選任件数が親族後見人の選任件数を上回った。)
- 平成 28 年 5 月 31 日時点の成年後見制度利用者数は 3,732 人(前年比 225 人増)で、本調査開始以降、年々増加している。

### ②平成 28 年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果について

- 県内全ての市町村において成年後見制度利用支援事業(「申し立てに要する経費の助成」及び「後見人等への報酬の助成」)を実施している。「申し立てに要する経費の助成」については 14 市町村が、「後見人等への報酬の助成」については 8 市町村が助成対象者を「市町村長申立て」に限定している。
- 成年後見制度利用支援事業の「申し立てに要する経費の助成」について、県内全体で 12,387 千円の予算額に対して 1,044 千円の執行額となっており、「後見人等への報酬の助成」については県内全体で 55,399 千円の予算額に対し、40,828 千円の執行額となっている。
- 市町村長申立てについて、平成 27 年度において 20 市町村で合計 79 件<sup>※1</sup>の申し立てがあった一方で、10 市町村では市町村申立の実績がなかった。また、市町村長申立てにあたって実施する親族調査の範囲について、22 市町村が「2 親等まで」としている一方で、7 市町村が「4 親等」としている。(1 市町村は「その他」と回答。)
- 平成 28 年度に「市民後見推進に関する事業」を実施する市町村は 6 市町村、「成年後見制度法人後見支援事業」を実施する市町村は 11 市町村となっている。
- 県内において市民後見人養成研修を修了した方は 3 市町村で合計 179 人。そのうち、「現在、市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」が 1 市町村で 9 人、「現在、法人後見実施団体の嘱託職員等(法人後見支援員)として活動している人」が 3 市町村で 49 人となっている。

③平成 28 年度社協における法人後見事業等に関する実態把握調査の結果について

- 法人後見事業を実施している 7 社協(前年比 2 社協増)で、これまでに合計 95 件(前年比 25 件増)の受任実績があり、そのうち 13 件は既に終了しているため、現在は 82 件(前年比 22 件増)を受任している。
- 法人後見事業について検討中または未実施の 23 社協のうち、「検討中」が 9 社協、「検討していない(当分の間、実施する予定はない)」が 14 社協となっている。「検討中」の 9 社協においては、平成 28 年度中の実施を予定している社協が 3 社協、平成 29 年度中の実施を予定している社協が 5 社協となっている。(1 社協は「未定」と回答。)

※1:「平成 28 年度新潟県における成年後見事件に関する実態把握調査の結果」における市町村長申立件数と「平成 28 年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果」における市町村長申立件数に相違があるのは、新潟家庭裁判所では集計が暦年であるのに対し、市町村での集計が年度となっているため。

※2:「親族後見人」とは、親族(配偶者・子・兄弟姉妹等)で本人の成年後見人等に選任された者の総称。

※3:「第三者後見人」とは、親族以外(弁護士・司法書士・社会福祉士・社会福祉協議会等)で本人の成年後見人等に選任された者の総称。

## 平成28年度 新潟県における成年後見事件に関する実態把握調査の結果

### 【調査概要】

目的	新潟家庭裁判所において扱う成年後見事件の状況把握
対象	新潟家庭裁判所 (新潟家庭裁判所本庁、三条支部、新発田支部、長岡支部、高田支部、佐渡支部、十日町出張所)
調査時期	平成28年5月16日から6月10日
調査方法	訪問による直接依頼とファクスによる回収
発送数	1
回収数	1

※ 平成27年の数値は本年度調査により把握したものであり、それ以前の数値は過去に本会が実施した調査結果を引用。

### 【定義】

成年後見人等	成年後見人、任意後見人、保佐人、補助人の総称
成年被後見人等	成年被後見人、任意被後見人、被保佐人、被補助人の総称
親族後見人	親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他親族)で本人の成年後見人等に選任された者の総称
第三者後見人	親族以外(弁護士、司法書士、社会福祉士、その他)で本人の成年後見人等に選任された者の総称

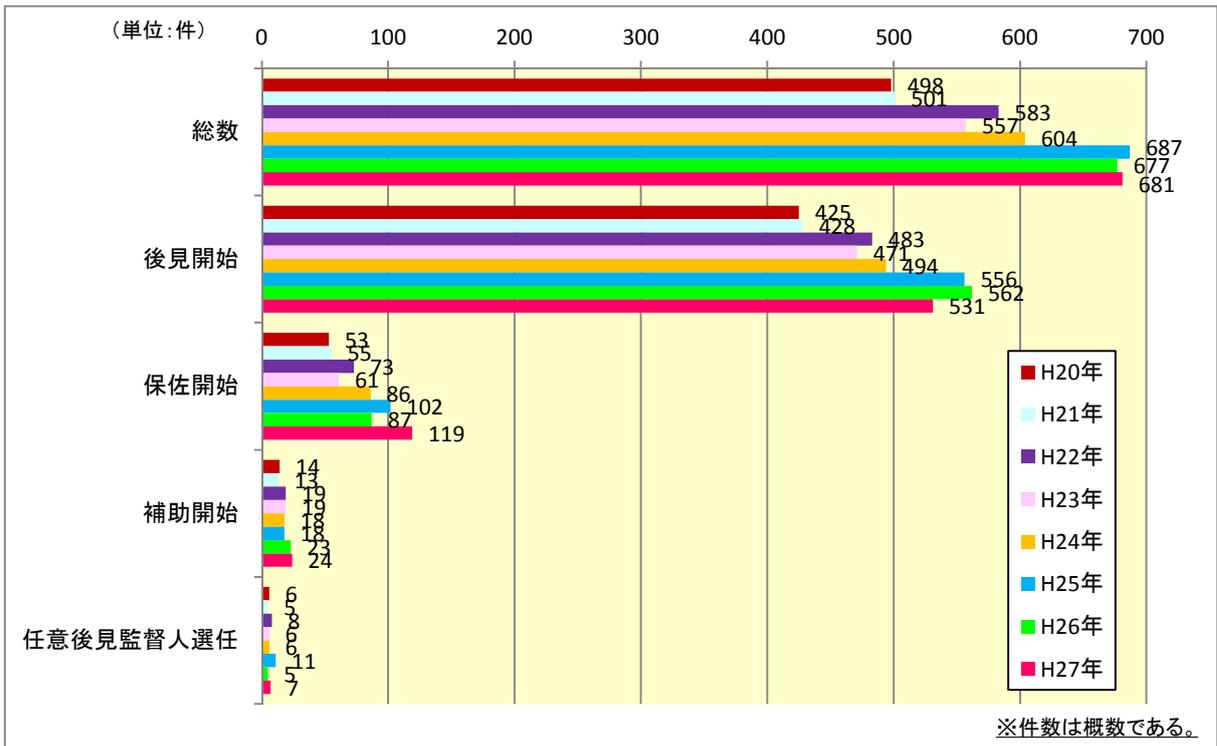
### 【新潟家庭裁判所支部別の管轄市町村】

新潟家庭裁判所本庁	新潟市、燕市(旧吉田町)、五泉市、阿賀町、弥彦村
三条支部	三条市、加茂市、燕市(旧燕市、旧分水町)、田上町
新発田支部	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村
長岡支部	長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、刈羽村
高田支部	上越市、糸魚川市、妙高市、十日町市(旧松代町、旧松之山町)
佐渡支部	佐渡市
十日町出張所	十日町市(旧十日町市、旧川西町、旧中里村)、津南町

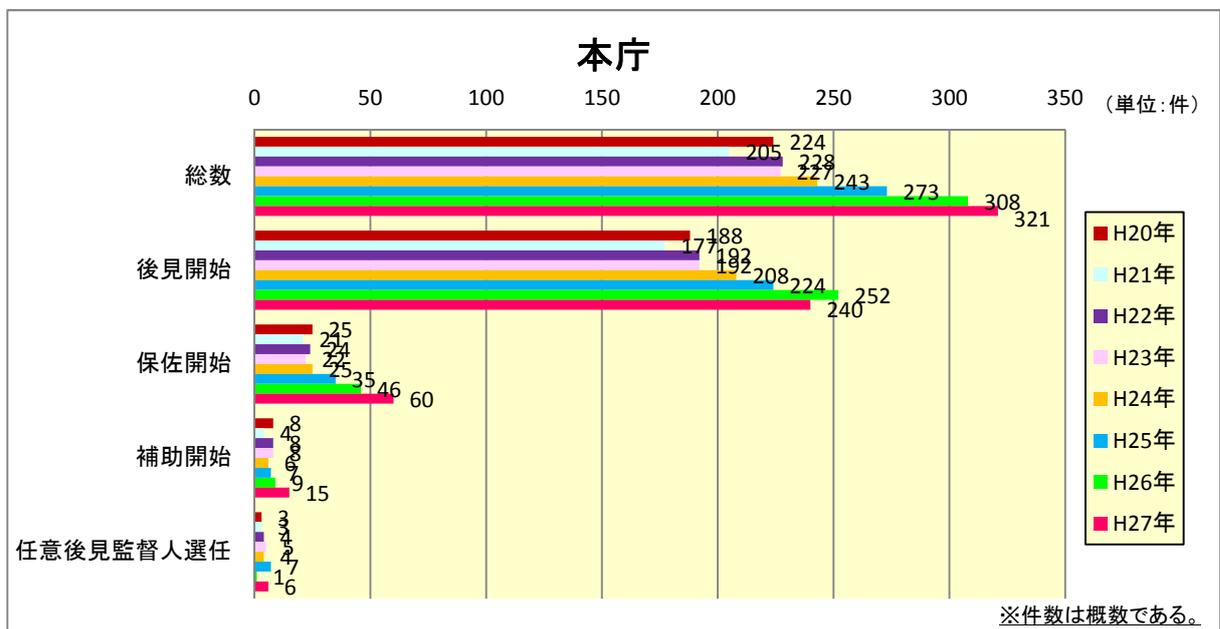
# 1 成年後見関係事件の申立件数の推移

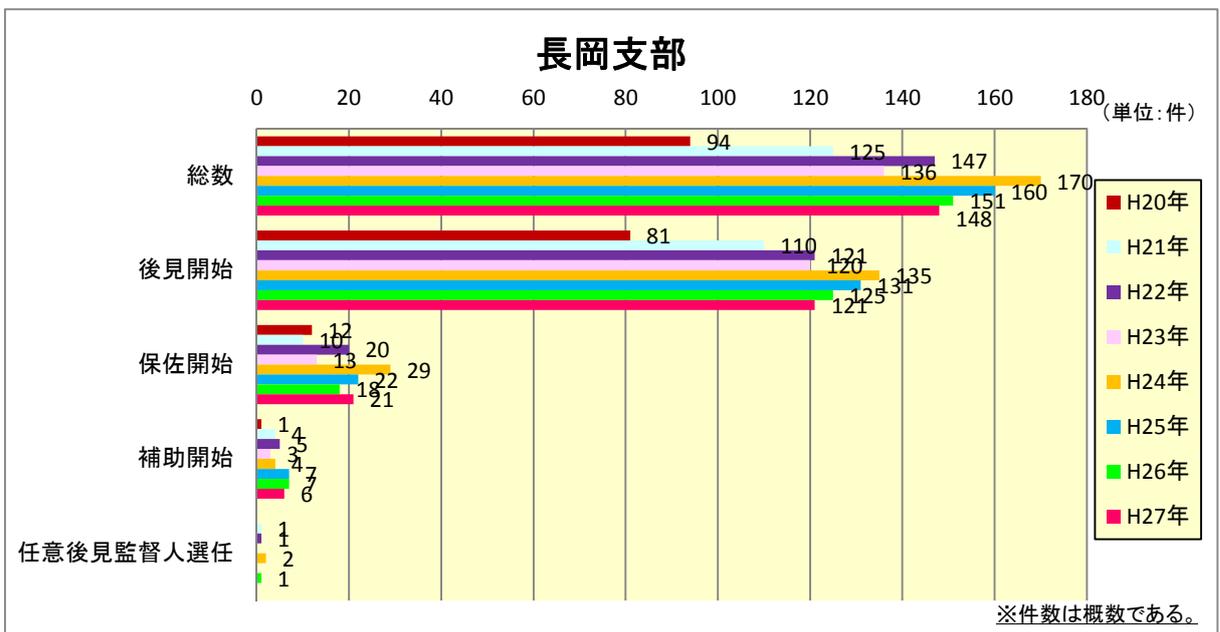
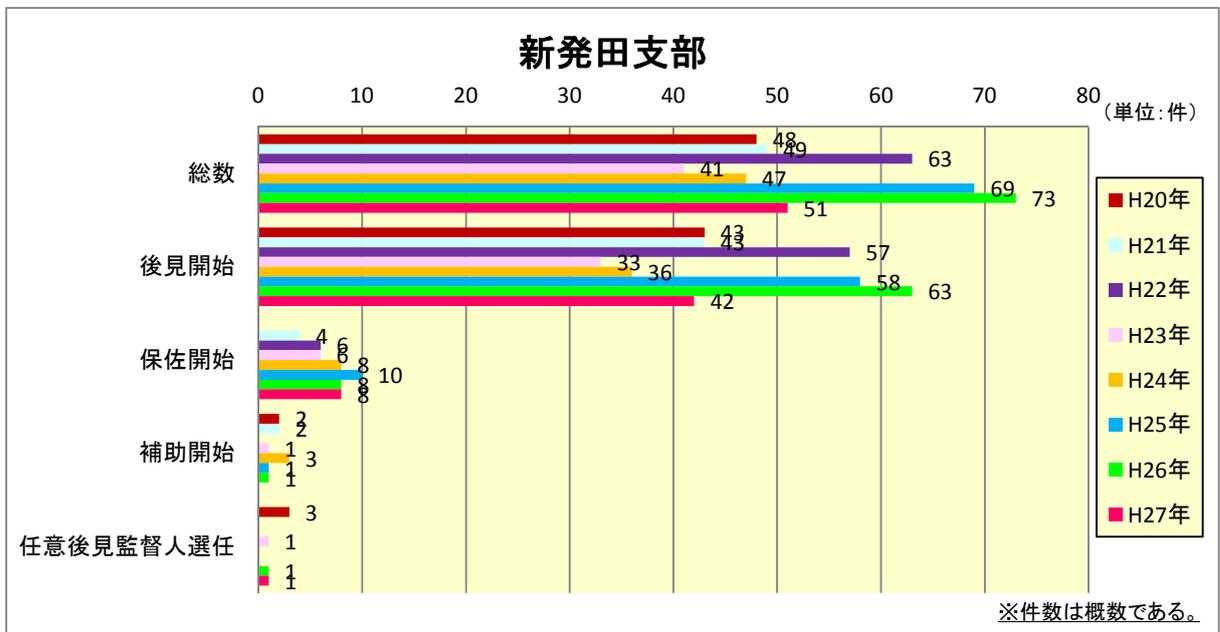
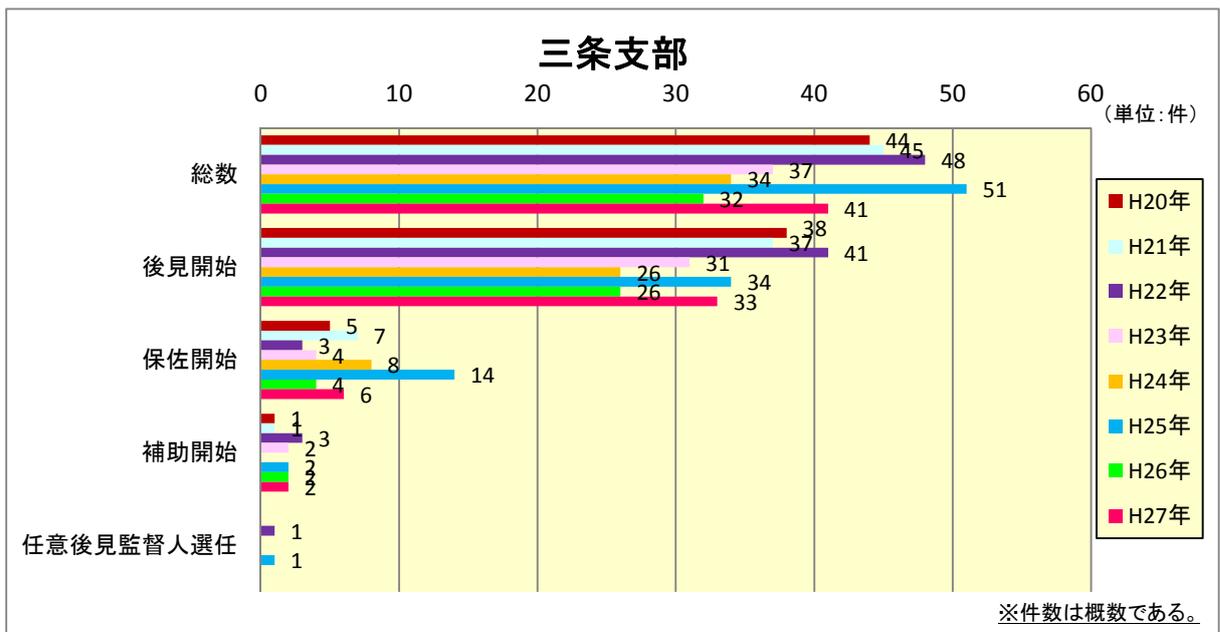
※ ここで言う「成年後見関係事件」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のこと。

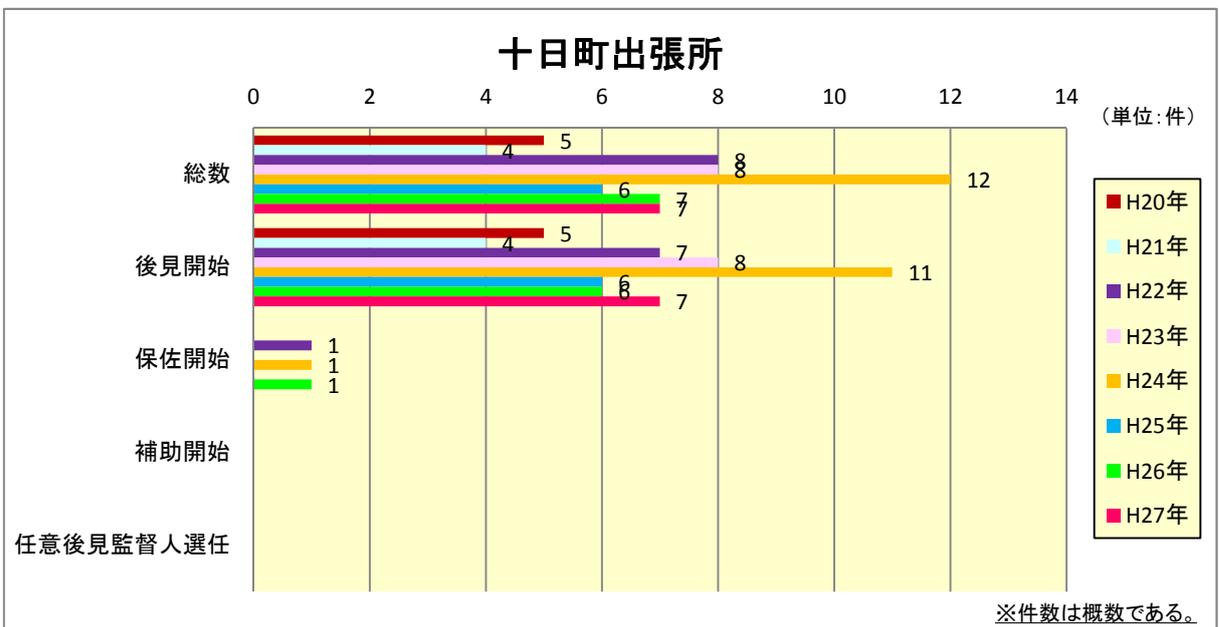
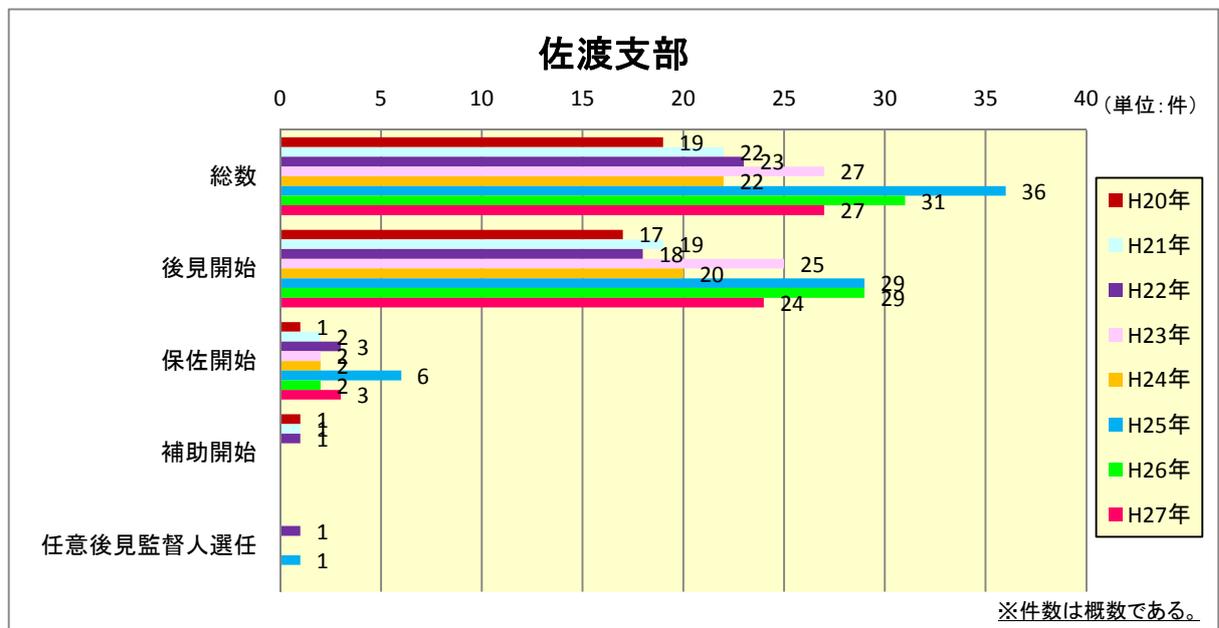
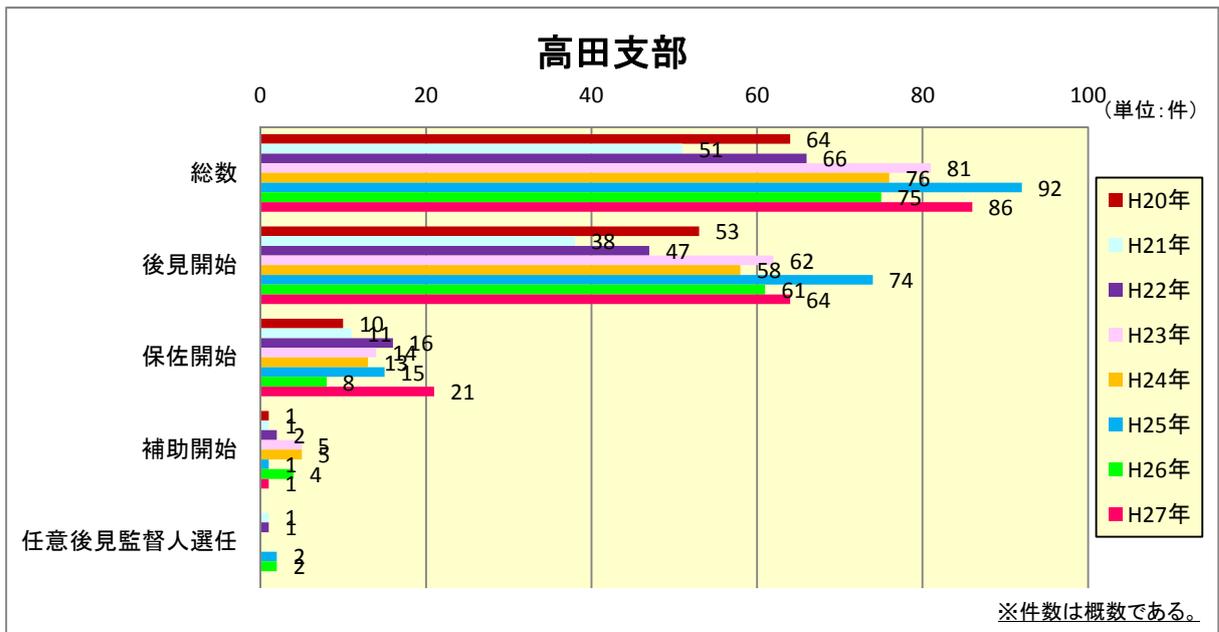
- 平成27年の成年後見関係事件の申立件数は681件で、前年に比べて4件増加した。(後見開始では前年比31件の減、保佐開始では前年比32件の増、補助開始では前年比1件の増、任意後見監督人選任では前年比2件増。)
- 平成27年の成年後見関係事件の申立件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で321件(前年比13件増)と一番多く、次いで長岡支部管内で148件(前年比3件減)、高田支部管内で86件(前年比11件増)、新発田支部管内で51件(前年比22件減)、三条支部管内で41件(前年比9件増)、佐渡支部管内で27件(前年比4件減)、十日町出張所管内で7件(前年比増減無)となっている。



## 《本庁・支部・出張所別件数》

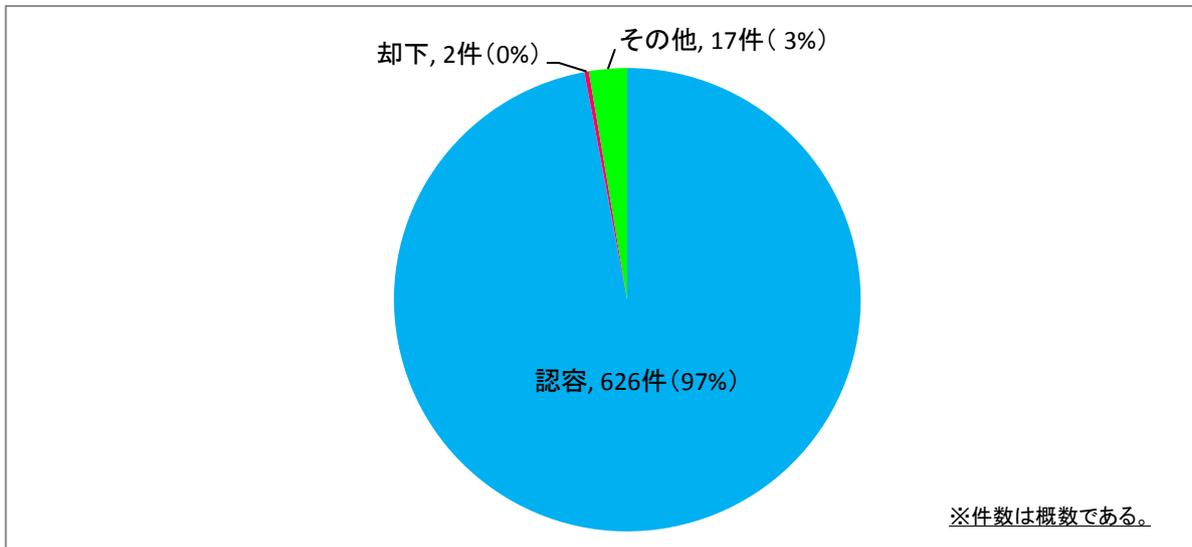




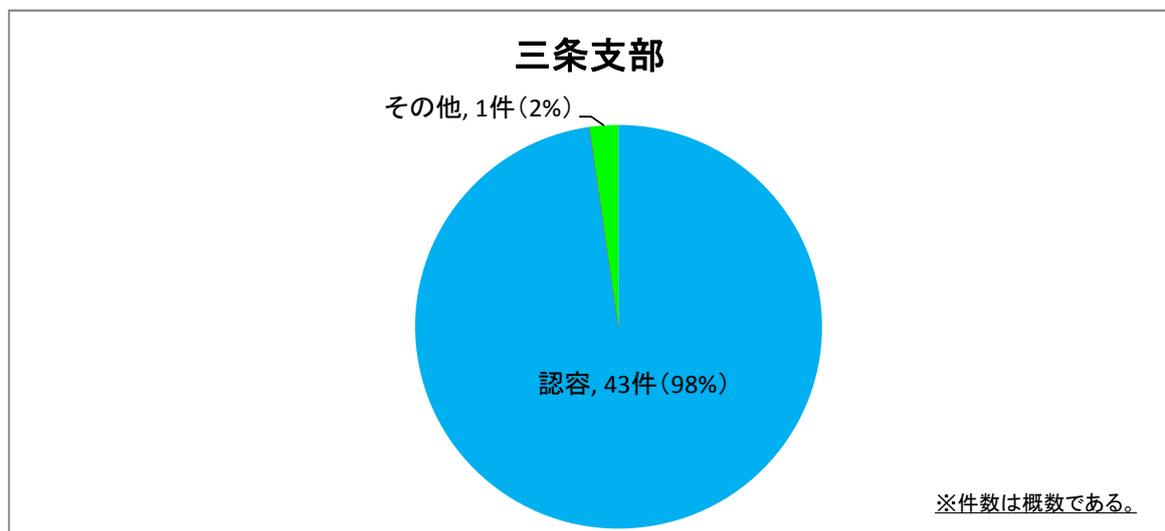
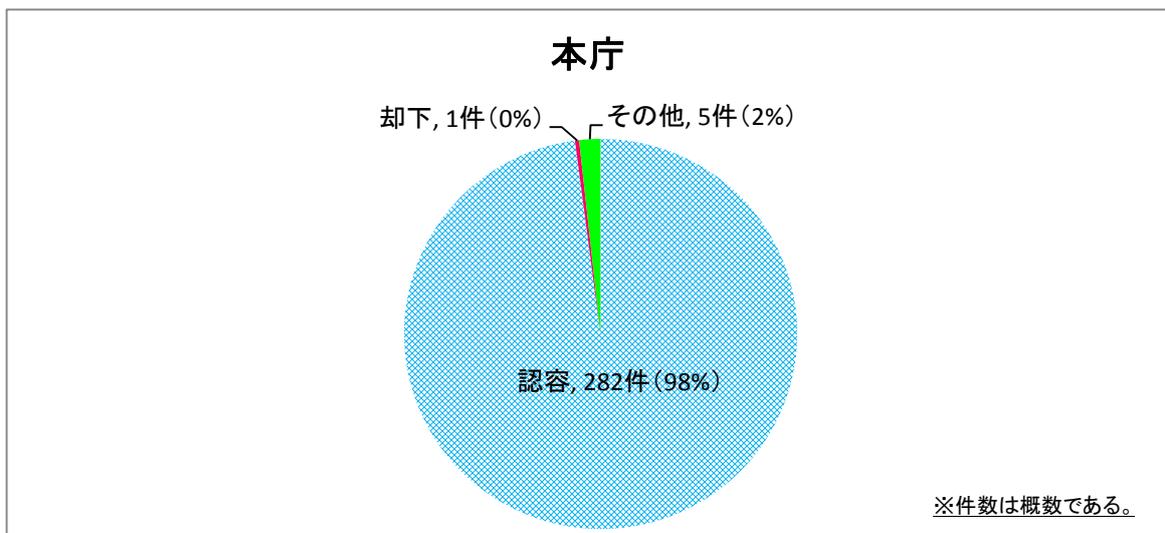


## 2 平成27年における終局区分別件数

- 成年後見関係事件の終局事件合計645件のうち、「認容」で終局したものは626件(97%)である。
- 成年後見関係事件の終局事件のうち、「容認」で終局した件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で282件(97%)と一番多く、次いで長岡支部管内で145件(96%)、高田支部管内で74件(95)、新発田支部管内で50件(98%)、三条支部管内で43件(98%)、佐渡支部管内で24件(96%)、十日町出張所管内で8件(100%)となっている。

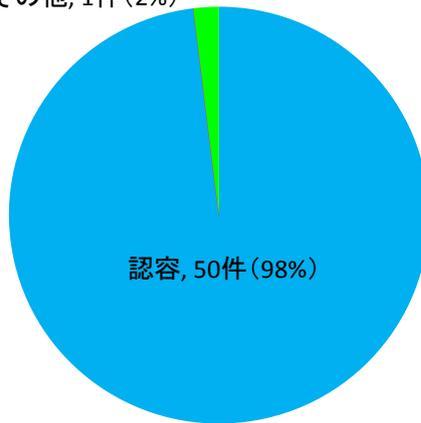


### 《本庁・支部・出張所別件数》



### 新発田支部

その他, 1件 (2%)

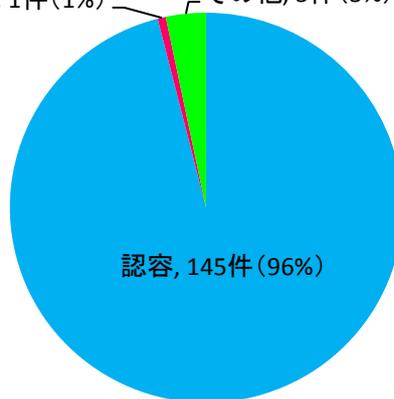


※件数は概数である。

### 長岡支部

却下, 1件 (1%)

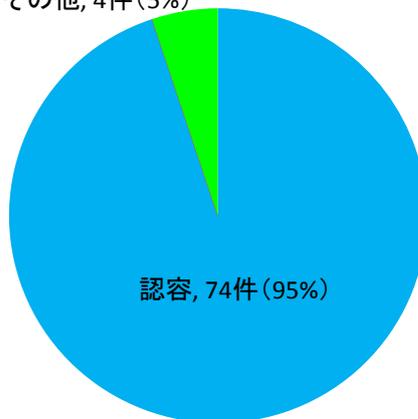
その他, 5件 (3%)



※件数は概数である。

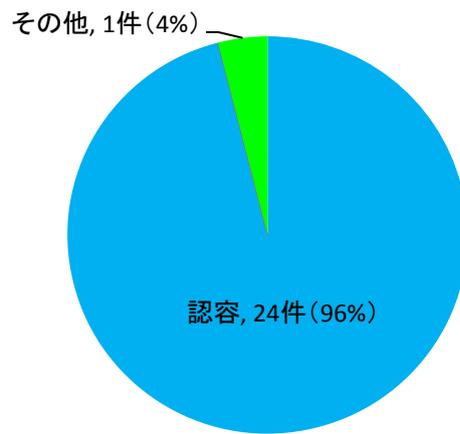
### 高田支部

その他, 4件 (5%)



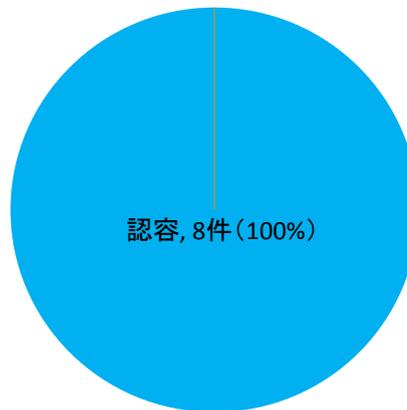
※件数は概数である。

### 佐渡支部



※件数は概数である。

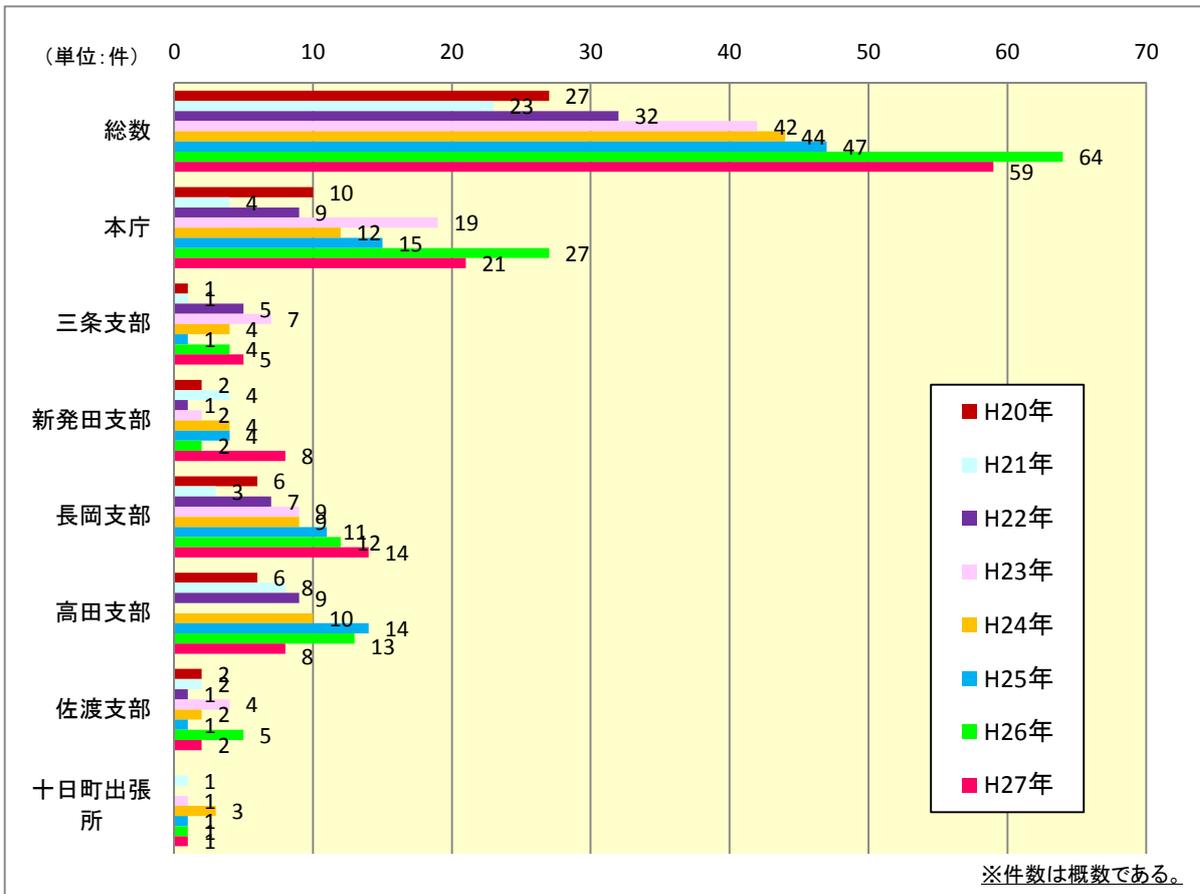
### 十日町出張所



※件数は概数である。

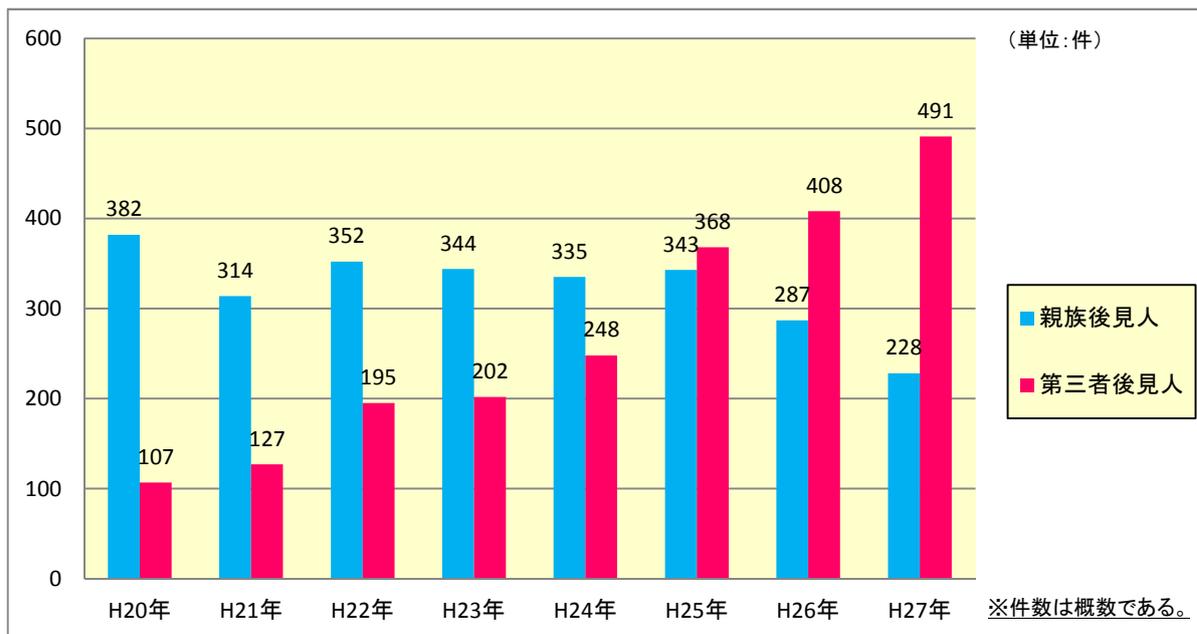
### 3 市町村長申立件数の推移

- 平成27年の市町村長申立件数は59件で、前年と比べて5件減少した。
- 平成27年の市町村長申立件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で21件(前年比6件減)と一番多く、次いで長岡支部管内で14件(前年比2件増)、高田支部管内で8件(前年比5件減)、新発田支部管内で8件(前年比6件増)、三条支部管内で5件(前年比1件増)、佐渡支部管内で2件(前年比3件減)、十日町出張所管内で1件(前年比増減無)となっている。

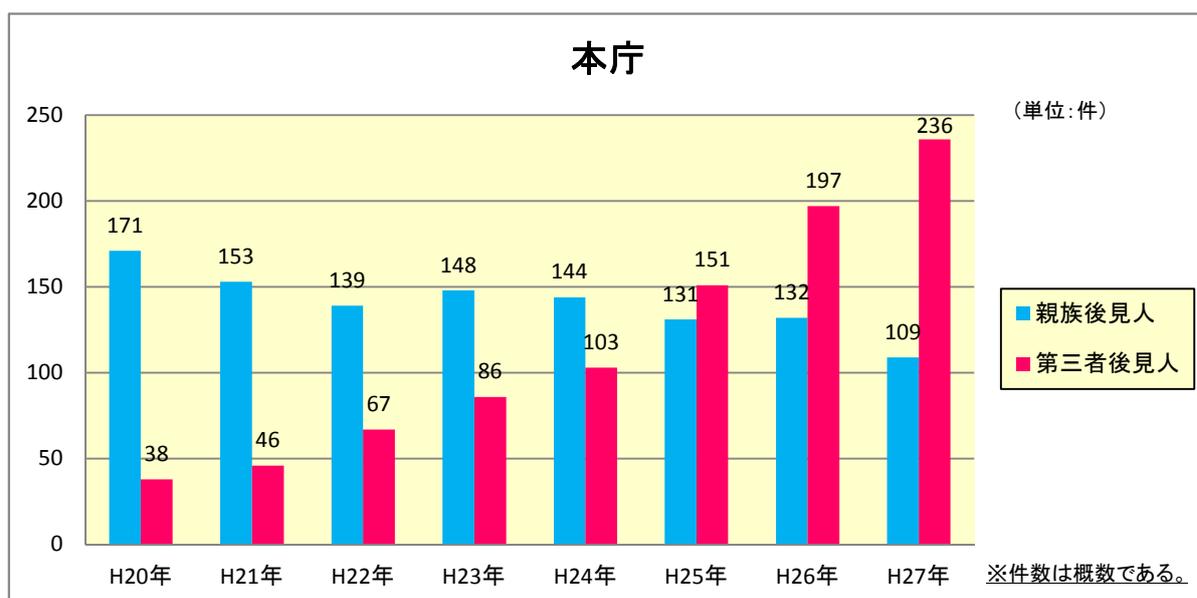


#### 4 成年後見人等と本人との関係別件数の推移

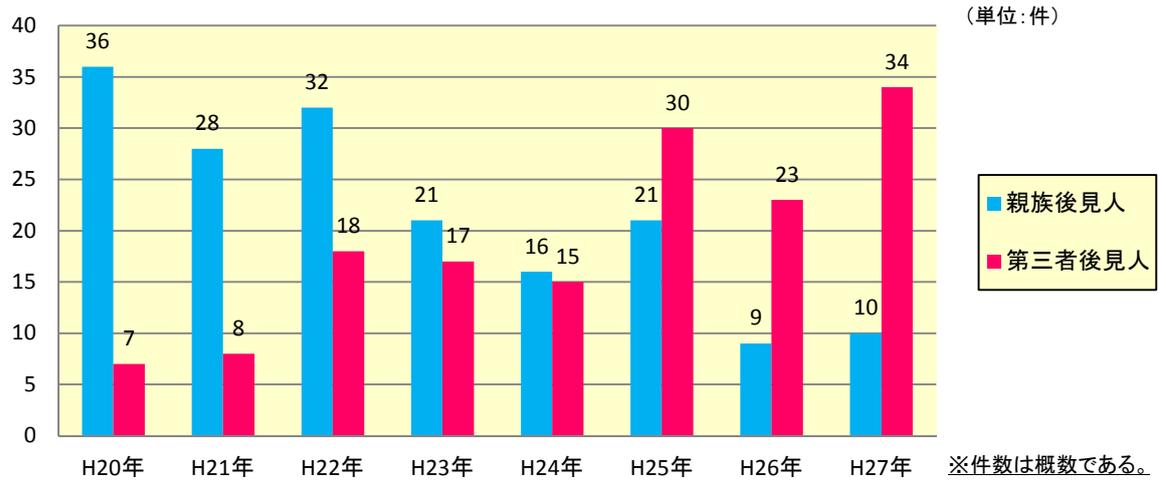
- 平成27年の成年後見人等の選任件数は719件で、そのうち、親族後見人選任件数は228件(前年比59件減)と全体の約32%、第三者後見人選任件数は491件(前年比83件増)と全体の約68%となり、平成25年以降、第三者後見人選任件数が親族後見人選任件数を上回っている。
- 平成27年の成年後見人等と本人との関係別件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内【親族後見人:109件／第三者後見人:236件】、三条支部管内【親族後見人:10件／第三者後見人:34件】、新発田支部管内【親族後見人:24件／第三者後見人:34件】、長岡支部管内【親族後見人:49件／第三者後見人:106件】、高田支部管内【親族後見人:28件／第三者後見人:55件】、佐渡支部管内【親族後見人:5件／第三者後見人:21件】、十日町出張所管内【親族後見人:3件／第三者後見人:5件】と、本庁・支部・出張所の全てにおいて、第三者後見人の選任件数が親族後見人の選任数を上回った。  
(※本庁・支部・出張所ごとに親族後見人と第三者後見人の選任件数を比較して多い方に下線を引いた。)



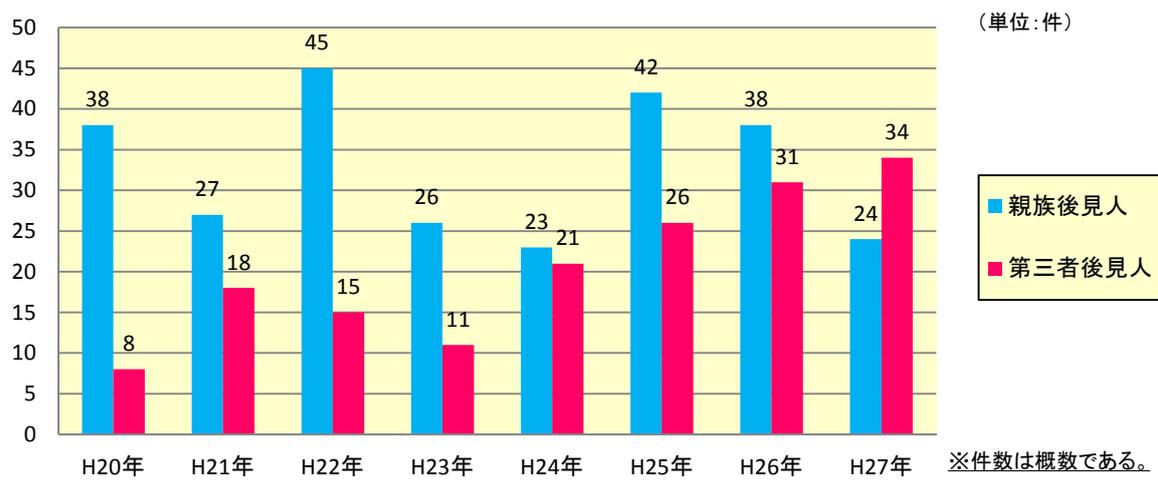
#### 《本庁・支部・出張所別件数》



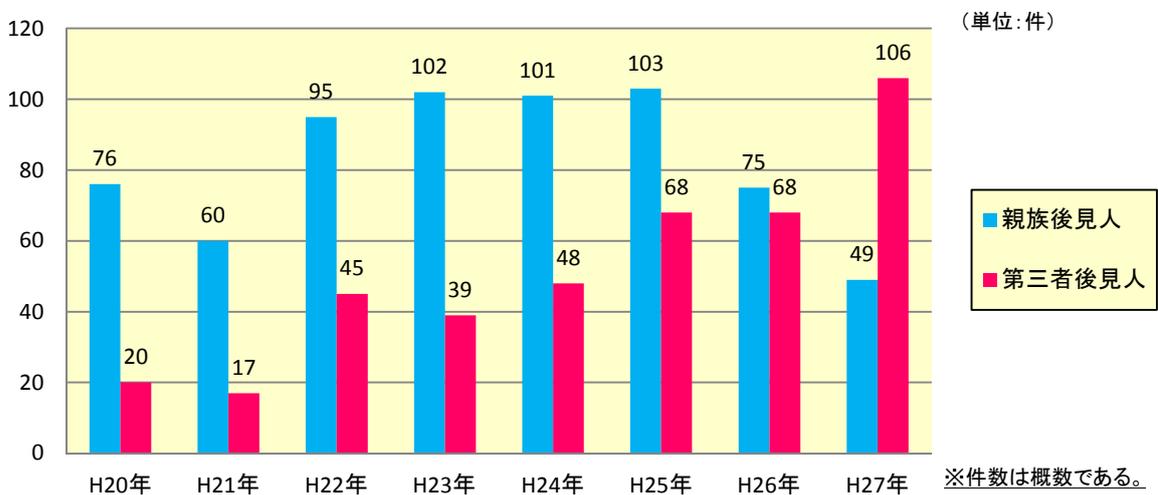
### 三条支部

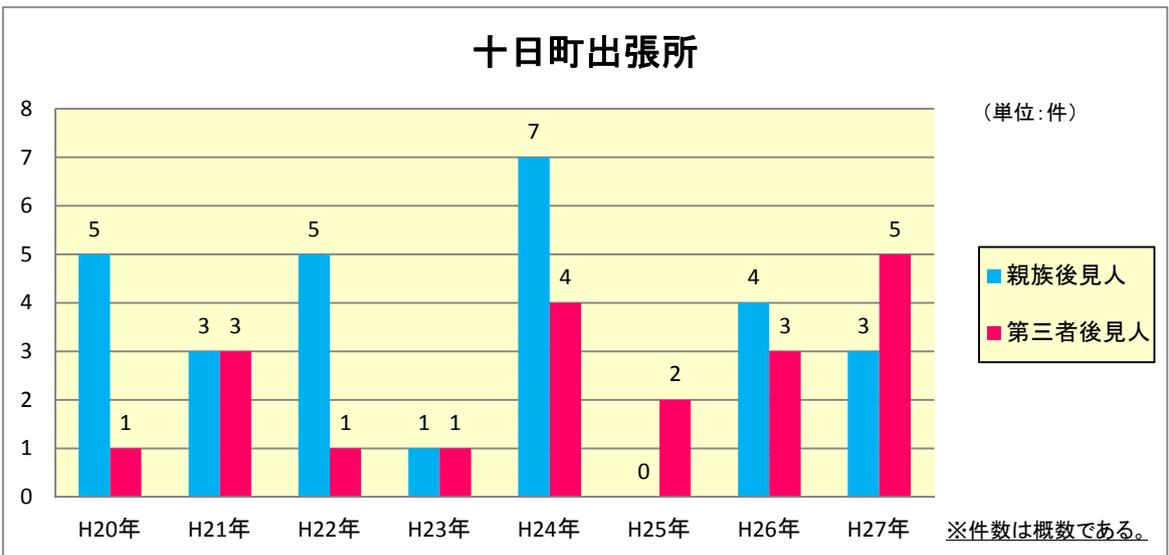
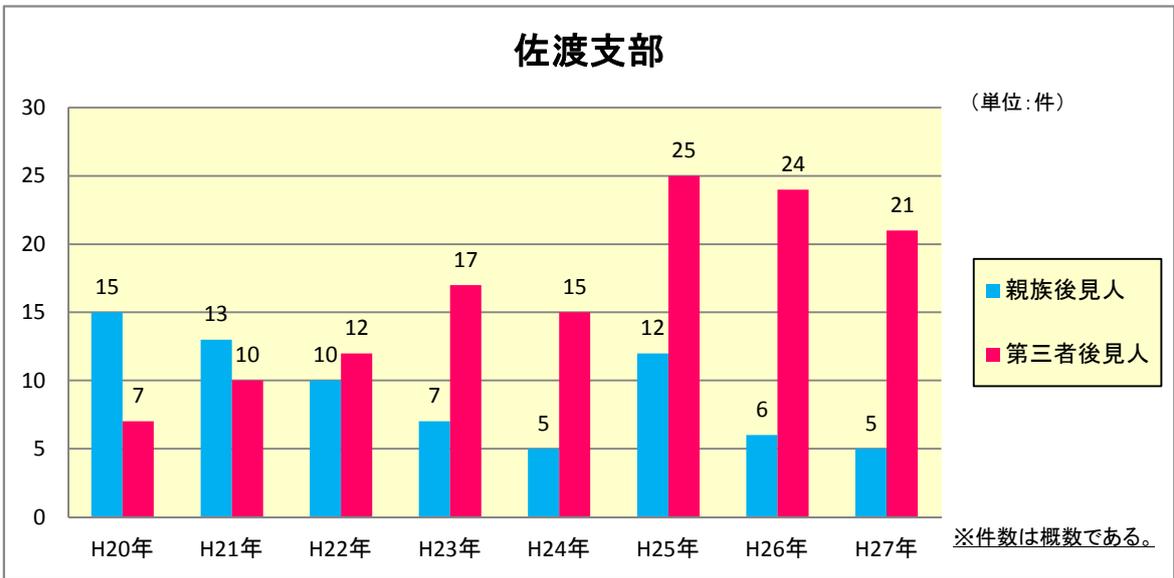
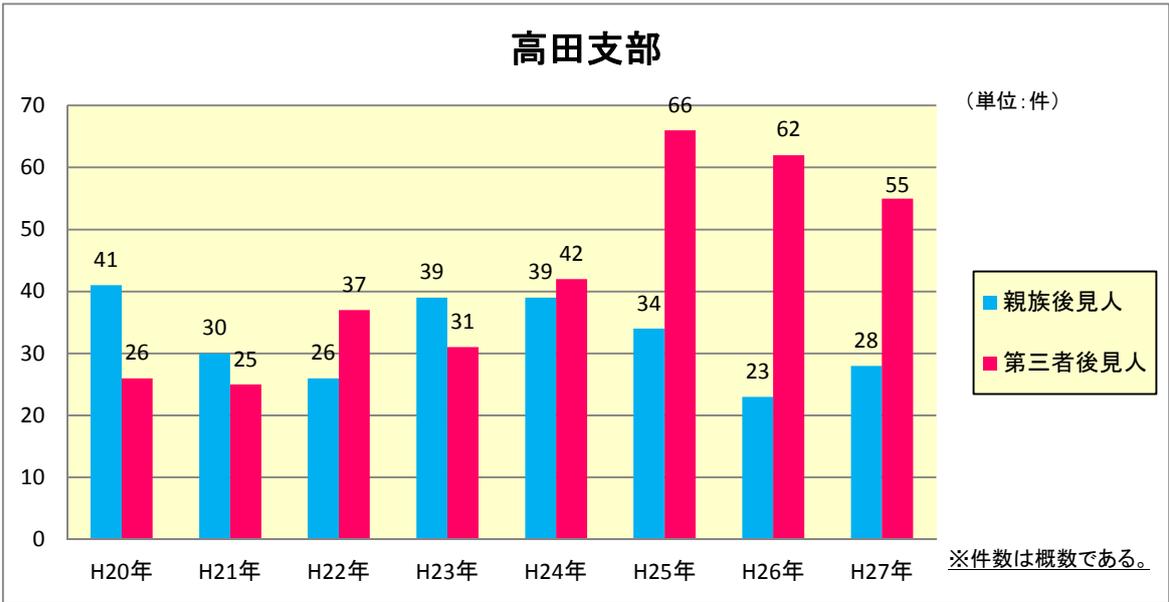


### 新発田支部



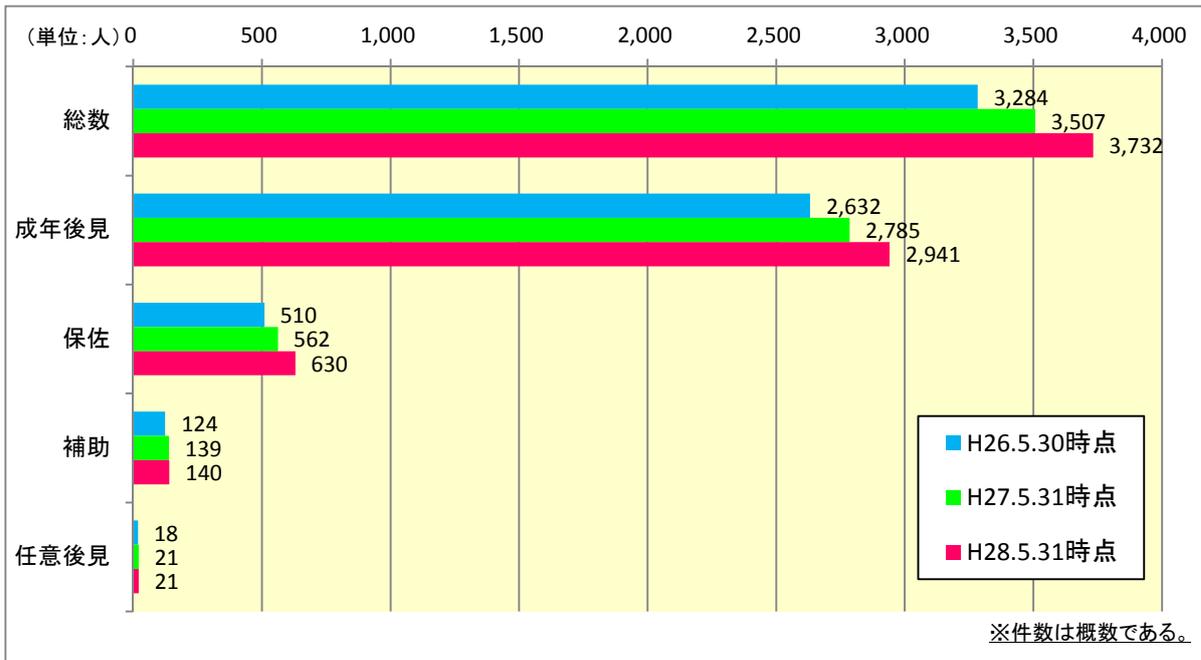
### 長岡支部



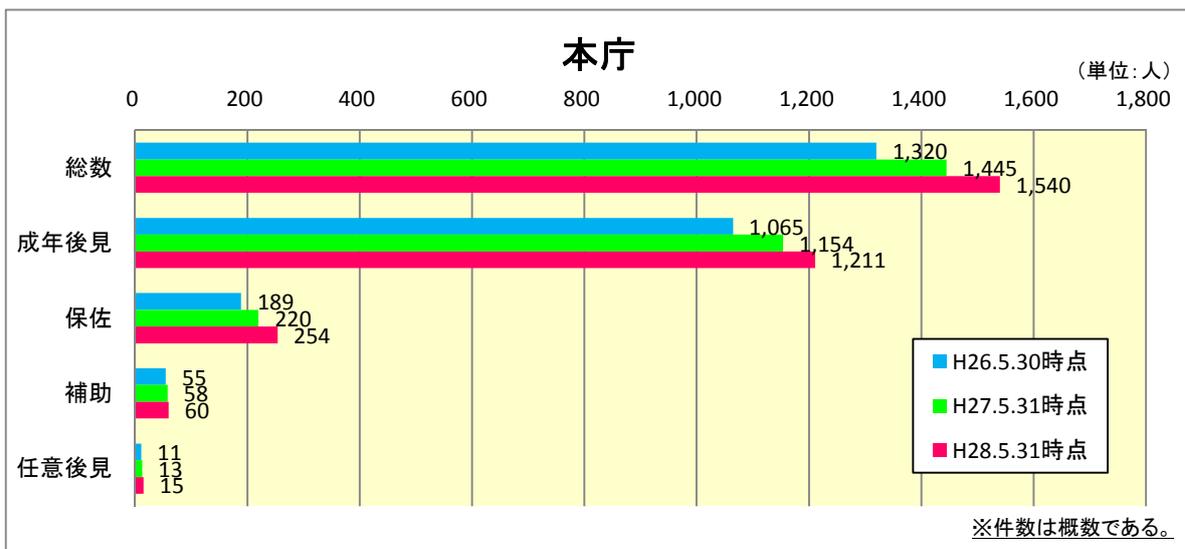


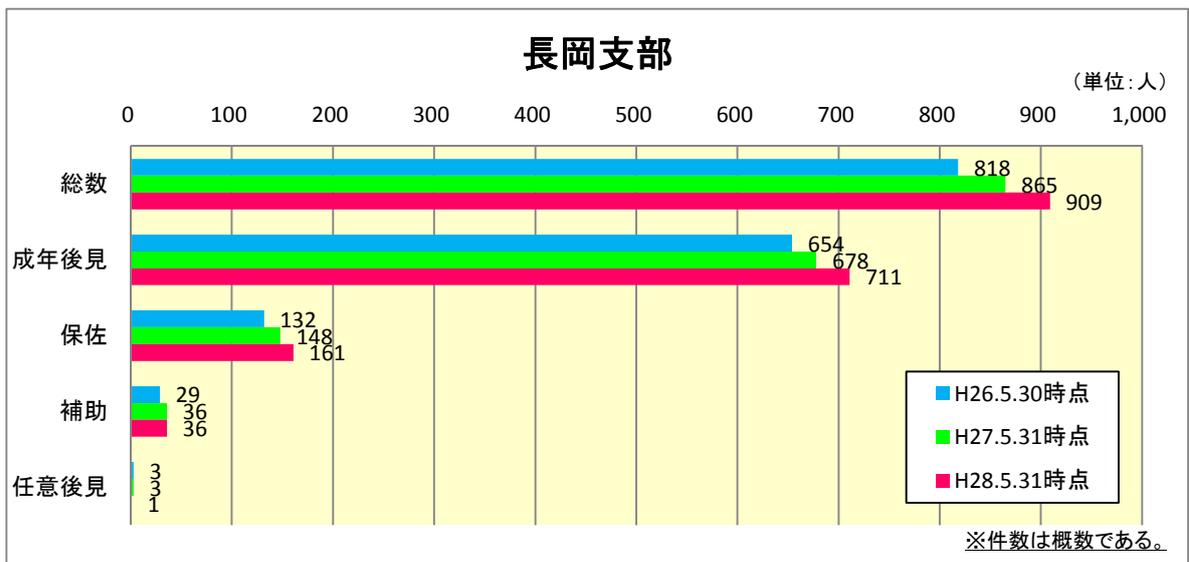
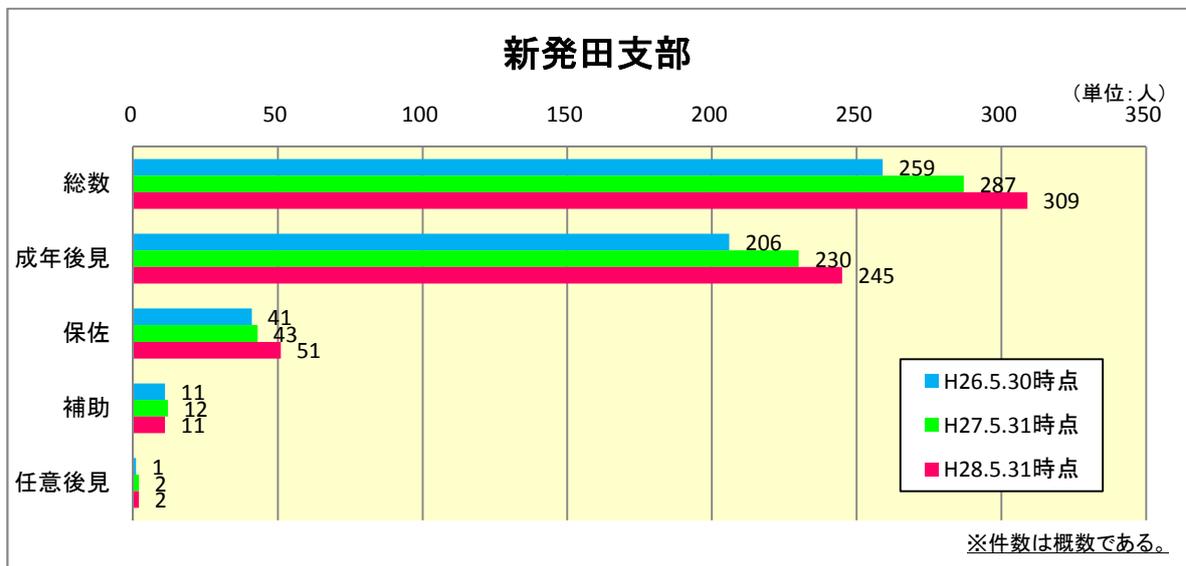
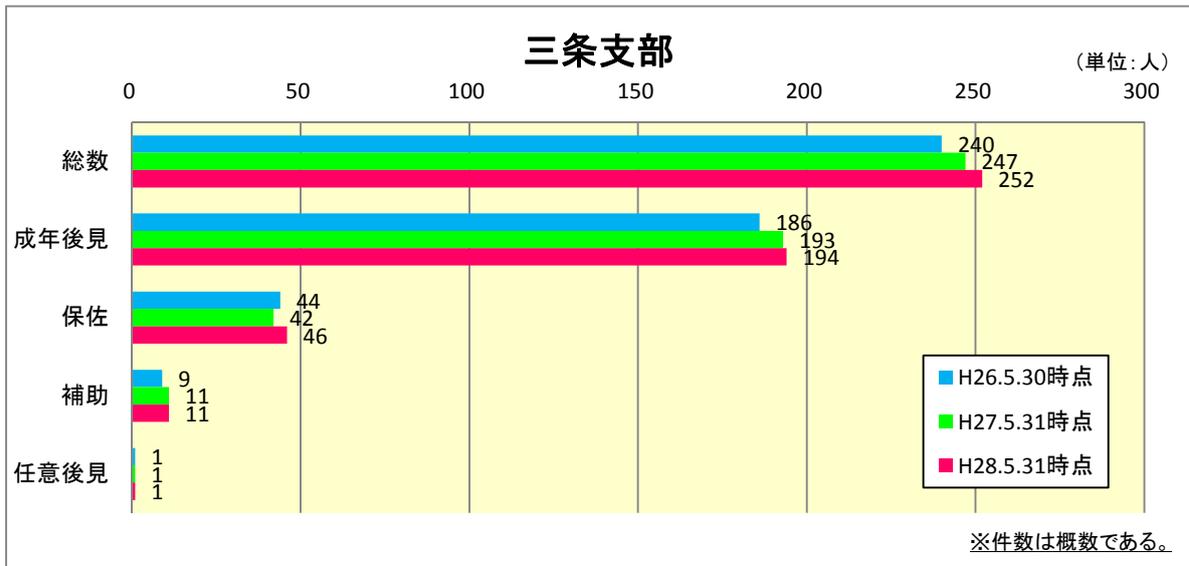
## 5 成年後見制度の利用者数の推移

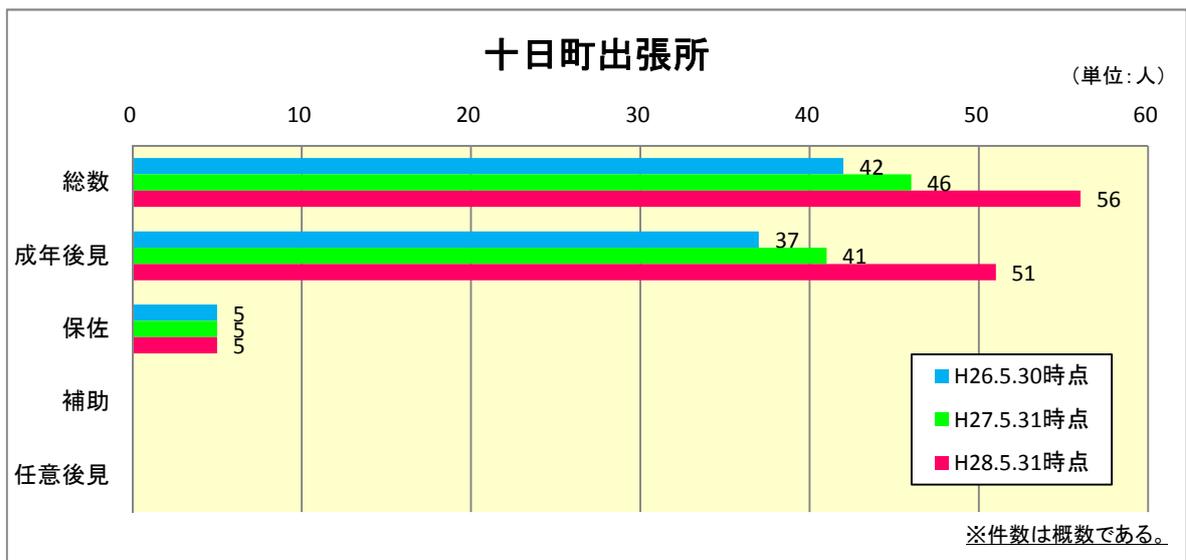
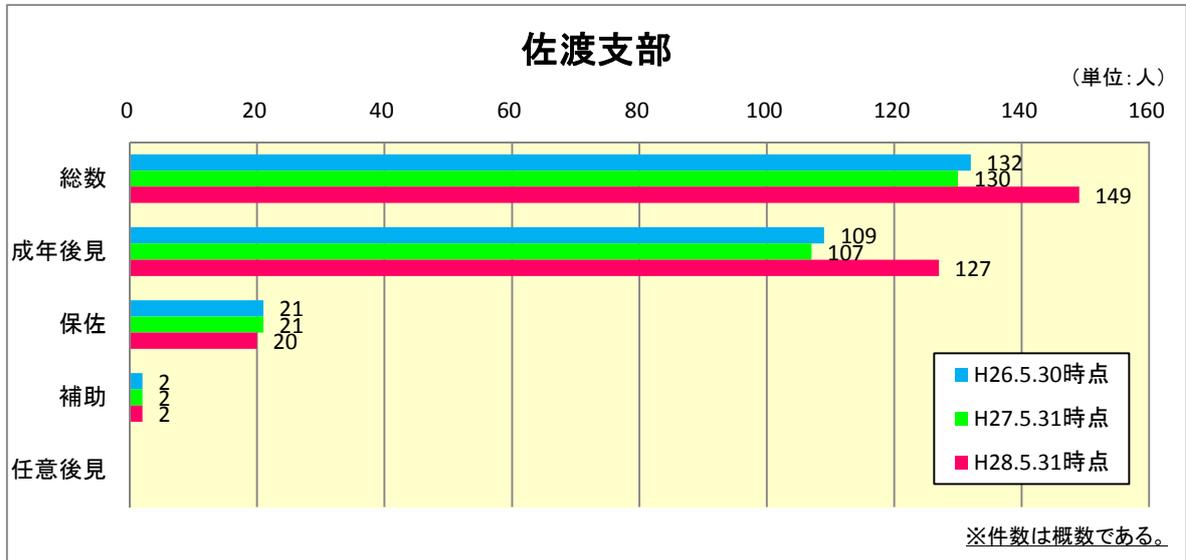
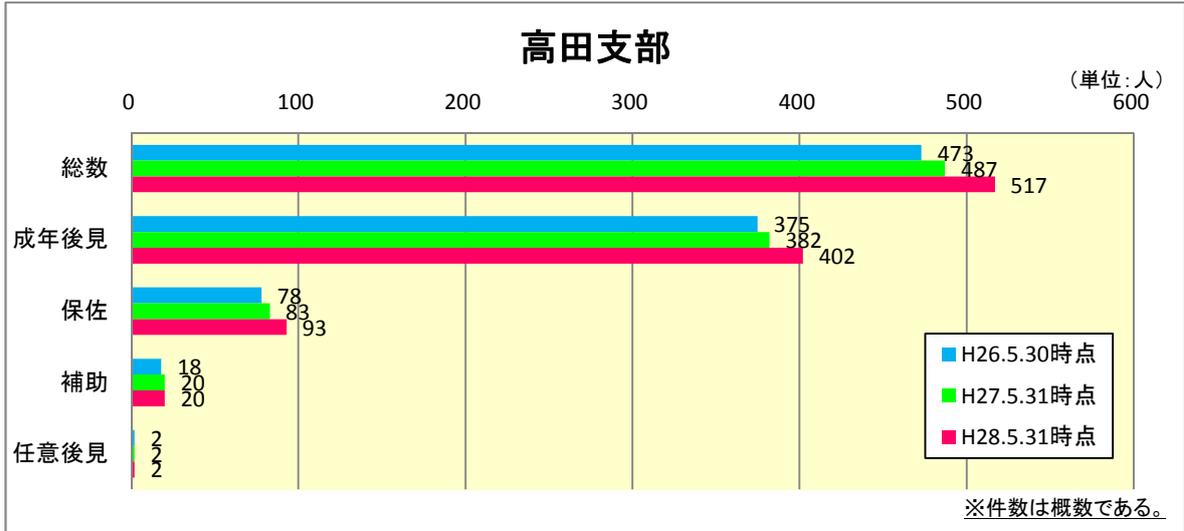
- 平成28年5月31日時点における成年後見制度(成年後見・保佐・補助・任意後見)の利用者数は合計で3,732人となり、前年と比べて225人増加している。
- 「成年後見」の利用者数は2,941人で前年と比べて156人増加、「保佐」の利用者数は630人で前年と比べて68人増加、「補助」の利用者数は140人で前年と比べて1人増加、「任意後見」の利用者数は21人で前年と同数となっている。
- 平成28年5月31日時点の成年後見制度の利用者数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で1,540人(前年比95人増)と一番多く、次いで長岡支部管内で909人(前年比44人増)、高田支部管内で517人(前年比30人増)、新発田支部管内で309人(前年比22人増)、三条支部管内で252人(前年比5人増)、佐渡支部管内で149人(前年比19人増)、十日町出張所管内で56人(前年比10人増)となっており、本庁・支部・出張所の全てにおいて前年と比べて利用者は増えている。



### 《本庁・支部・出張所別件数》







## 平成28年度 成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果

### 【調査の概要】

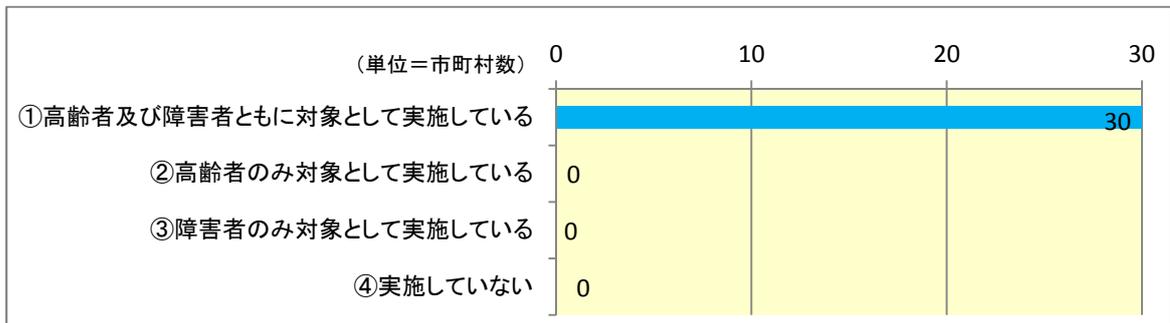
目的	新潟県内における成年後見制度利用支援事業等の実施状況の把握
対象	新潟県内の市町村行政(30市町村)
調査時期	平成28年5月16日から6月10日
調査時点	平成28年5月1日
調査方法	メールによる依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

# 1 成年後見制度利用支援事業について

## (1) 成年後見制度申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)の助成について

問1 成年後見制度の申し立てに要する経費の助成を実施していますか。該当する項目にチェック☑を入れてください。

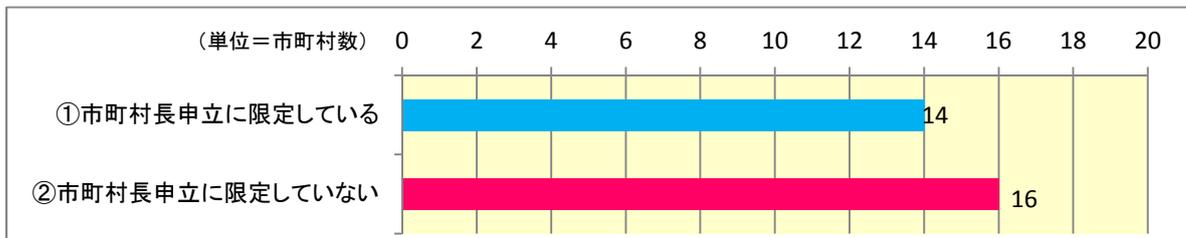
➤ 県内全ての市町村において、高齢者及び障害者ともに対象として実施している。



### 《問1で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします》

問2 助成対象者の申立要件について、該当する項目にチェック☑を入れてください。

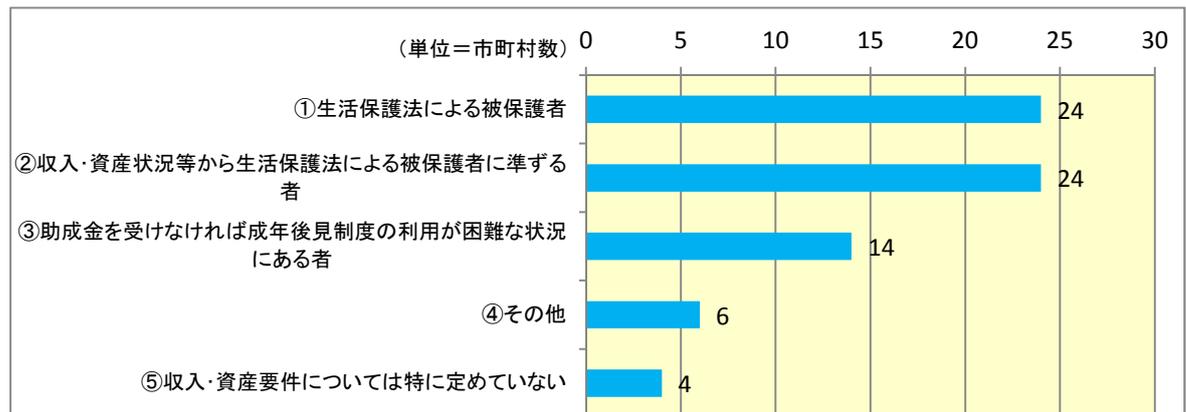
➤ 14市町村が市町村長申立てに限定している一方で、16市町村が市町村長申立に限定していない。



### 《問1で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします》

問3 助成対象者の収入・資産要件について、該当する項目全てにチェック☑を入れてください。

➤ 24市町村が「生活保護による被保護者」を対象、同じく24市町村が「収入・資産状況等から生活保護法による被保護者に準ずる者」を対象、14市町村が「助成金を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者」を対象、6市町村が「その他」と回答、4市町村が「収入・資産要件については特に定めていない」と回答。



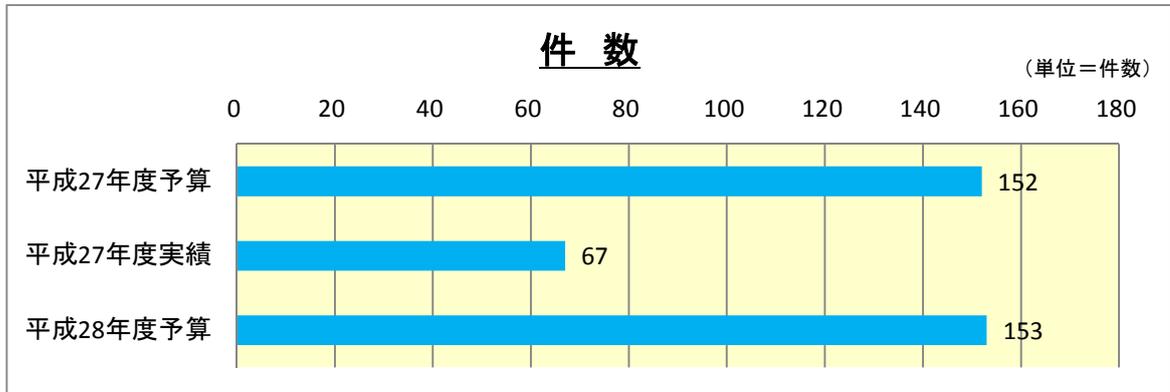
#### 【「④その他」の内容】

- ・市長が必要と認められる者
- ・申立に要する費用等を負担することが困難であると市長が認めるもの
- ・市長が認めた者
- ・本市が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を行っている人に準ずると市長が認める人  
／本市が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定による支援給付を行っている人
- ・要綱により定める
- ・町長が認める者

＜問1で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします＞

問4 平成27及び28年度の予算額と平成27年度の実績をご記入ください。(高齢及び障害福祉担当課両課の合算でお答えください。)

- 県内全体として平成27年度は152件(12,387千円)予算計上し、67件(1,044千円)執行している。
- 平成28年度は153件(12,757千円)予算計上している。

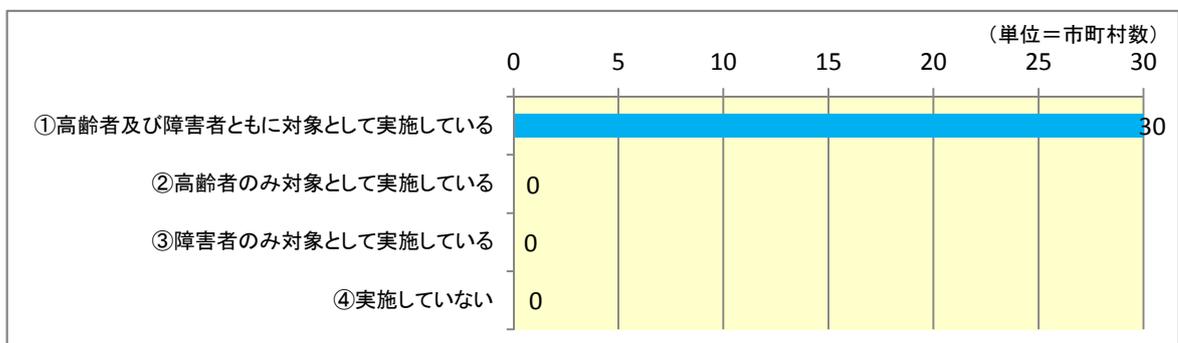


※ 平成27年度及び28年度予算において、「申立てに要する経費助成」と「後見人等への報酬助成」を一括計上している市町村が1か所あり、当報告書では便宜上、「申立てに要する経費助成」として計上している。

(2)後見人等への報酬の助成について

問5 成年後見人等への報酬助成を実施していますか。該当する項目にチェック☑を入れてください。

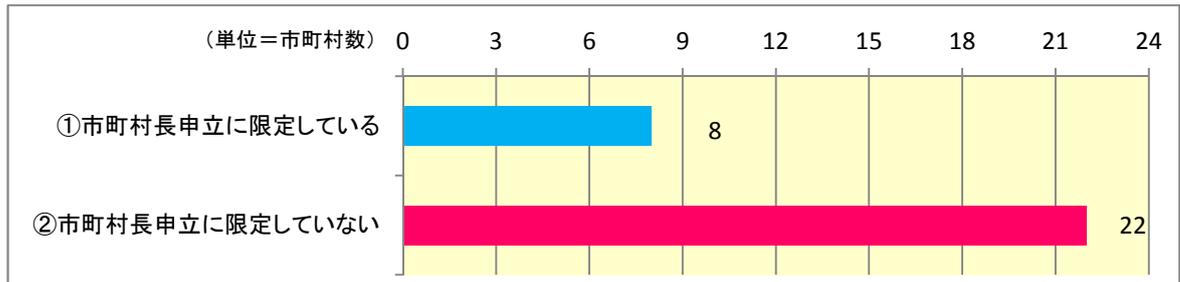
- 県内全ての市町村において、高齢者及び障害者ともに対象として実施している。



《問5で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします》

問6 助成対象者の申立要件について、該当する項目にチェック☑を入れてください。

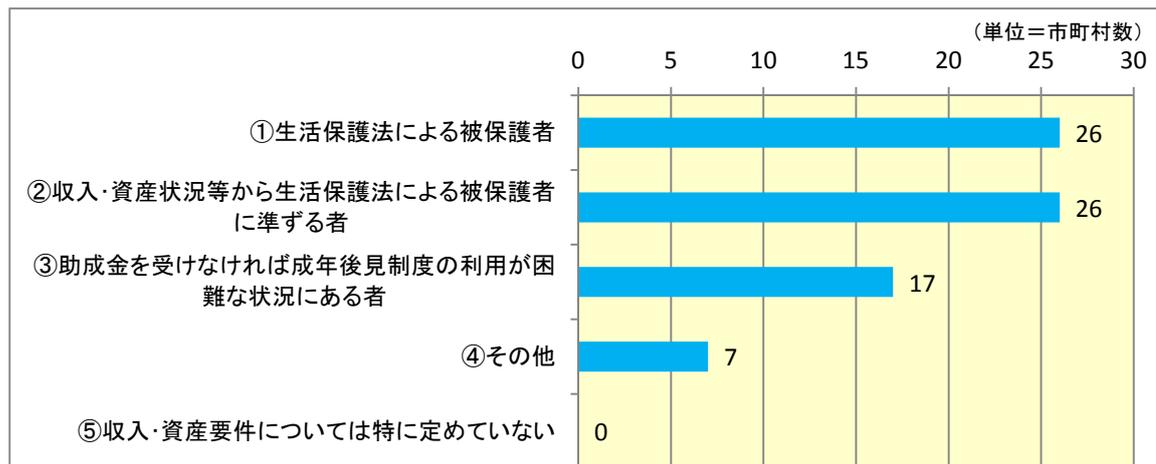
- 8市町村が市町村長申立てに限定している一方で、22市町村は市町村長申立に限定していない。



《問5で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします》

問7 助成対象者の収入・資産要件について、該当する項目全てにチェック☑を入れてください。

- 26市町村が「生活保護による被保護者」を対象、同じく26市町村が「収入・資産状況等から生活保護法による被保護者に準ずる者」を対象、17市町村が「助成金を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者」を対象、7市町村が「その他」と回答。



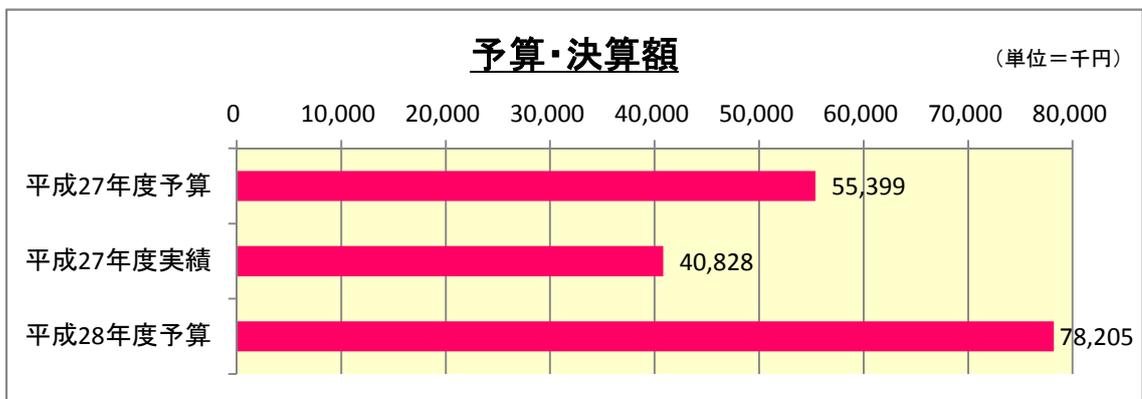
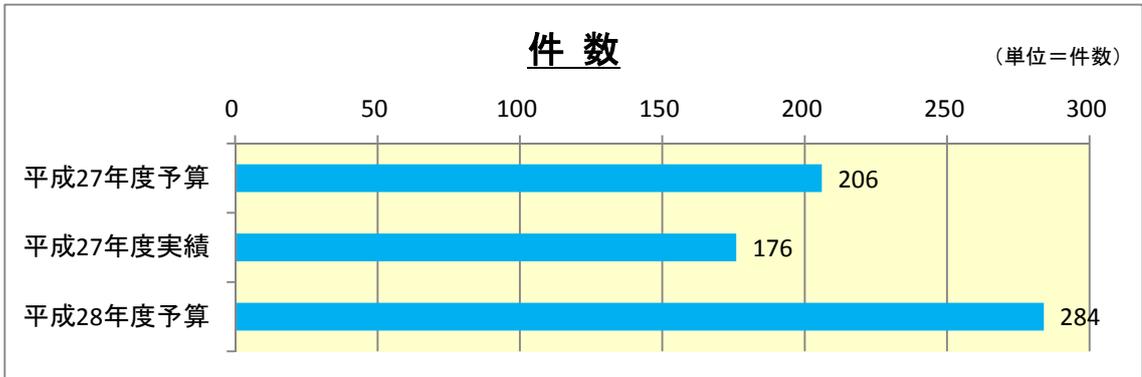
【「④その他」の内容】

- ・市長が必要と認められる者
- ・申立に要する費用等を負担することが困難であると市長が認めるもの
- ・本市が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を行っている人に準ずると市長が認める人／本市が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定による支援給付を行っている人
- ・市民税非課税世帯で流動資産が350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)以下の者
- ・要綱により定める
- ・住民税非課税世帯に属する者
- ・町長が認める者

◀問5で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします▶

問8 平成27及び28年度の予算額と平成27年度の実績をご記入ください。(高齢及び障害福祉担当課両課の合算でお答えください。)

- ▶ 県内全体として平成27年度は206件(55,399千円)予算計上し、176件(40,828千円)執行している。
- ▶ 平成28年度は284件(78,205千円)予算計上している。

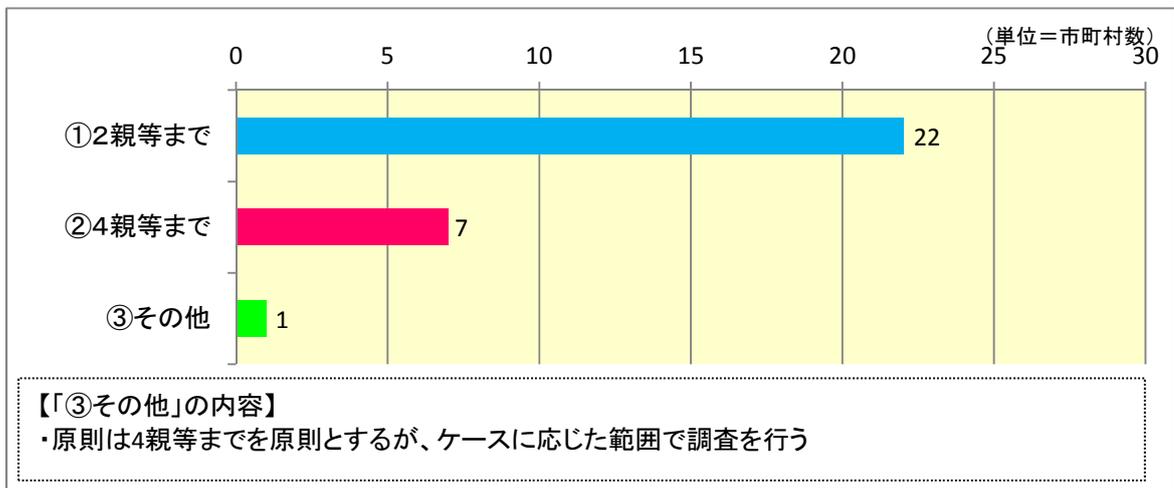


※ 平成27年度及び28年度予算において、「申立てに要する経費助成」と「後見人等への報酬助成」を一括計上している市町村が1か所あり、当報告書では便宜上、「申立てに要する経費助成」として計上している。

## 2 市町村長申立てについて

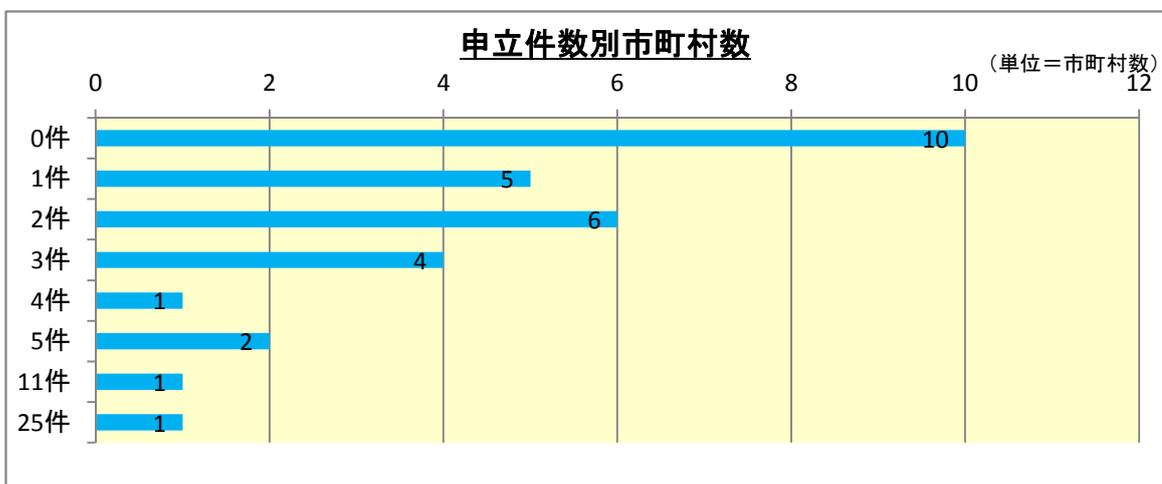
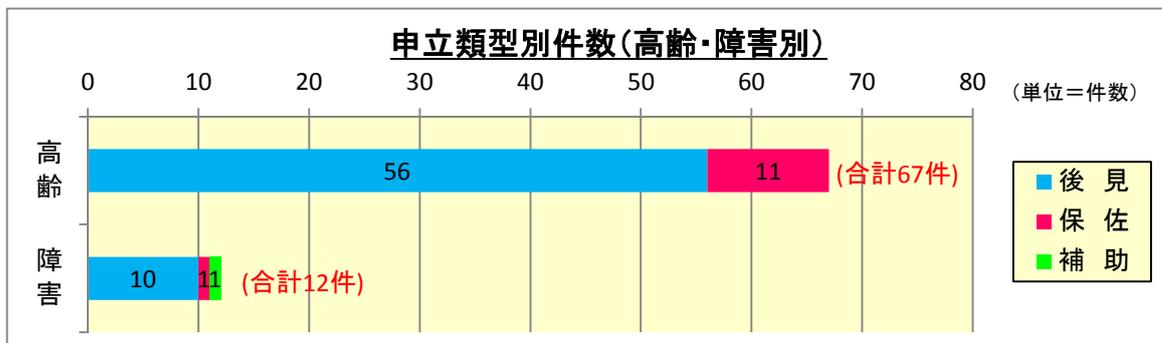
問9 市町村長申立てにあたり、親族調査の範囲について該当する項目にチェック☑を入れてください。

- ▶ 22市町村が親族調査の範囲を「2親等まで」としている一方、7市町村が「4親等まで」としている。また、1市町村が「その他」と回答。



問10 平成27年度の市町村長申立件数(申立類型別)をご記入ください。

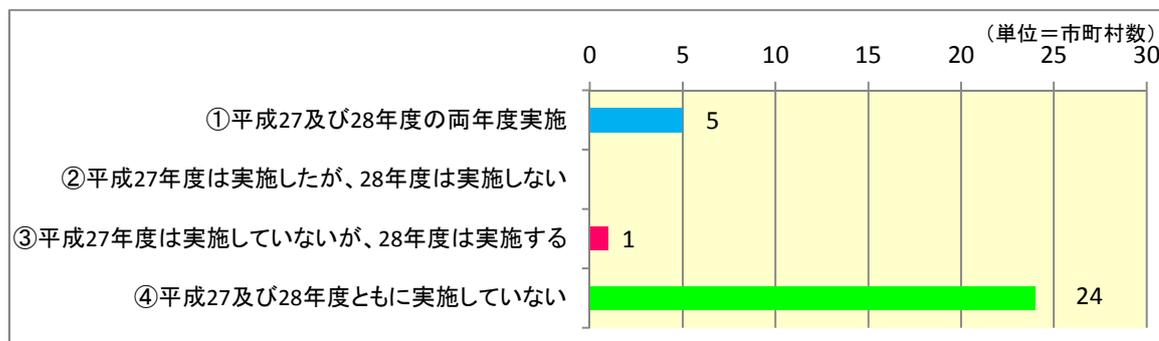
- 平成27年度の市町村長申立件数は県内合計79件となっている。うち、高齢福祉担当課で67件、障害福祉担当課で12件となっている。
- 申立類型別では、「後見」が66件、「保佐」が12件、「補助」が1件となっている。
- 申立件数別市町村数は、「0件」が10市町村、「1件」が5市町村、「2件」が6市町村、「3件」が4市町村、「4件」が1市町村、「5件」が2市町村、「11件」が1市町村、「25件」が1市町村となっている。



### 3 市民後見人について

問11 市民後見推進に関する事業を実施していますか。該当する項目にチェック☑を入れてください。

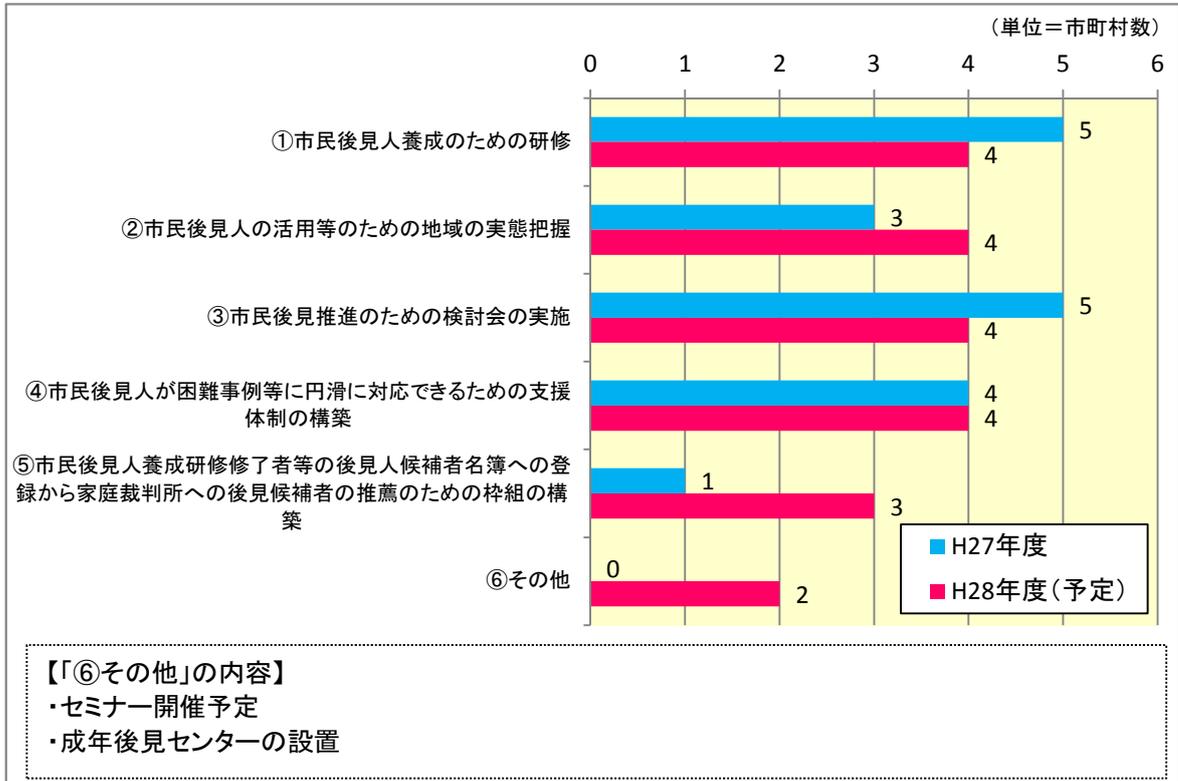
- 「平成27及び28年度の両年度実施」が5市町村、「平成27年度は実施していないが28年度は実施する」が1市町村、「平成27及び28年度ともに実施していない」が24市町村となっている。



《問11で、①・②・③のいずれかに回答した市町村にお聞きします》

問12 具体的な取組内容について、該当する項目全てに○を付してください。

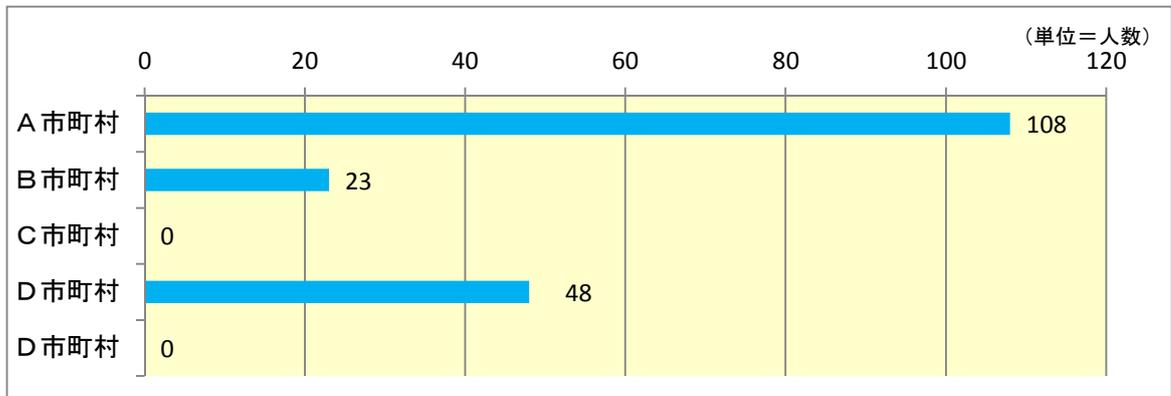
- 平成27年度における取組内容として、「市民後見人養成のための研修」が5市町村(平成28年度:4市町村)、「市民後見人の活用等のための地域の実態把握」が3市町村(平成28年度:4市町村)、「市民後見人推進のための検討会の実施」が5市町村(平成28年度:4市町村)、「市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築」が4市町村(平成28年度:4市町村)、「市民後見人養成研修修了者等の後見人候補者名簿への登録から家庭裁判所への後見候補者の推薦のための枠組の構築」が1市町村(平成28年度:3市町村)、「その他」が0市町村(平成28年度:2市町村)となっている。



《これまでに市民後見人養成研修を開催したことがある市町村にお聞きします》

問13 これまでに市民後見人養成研修を修了した方は何人いますか。

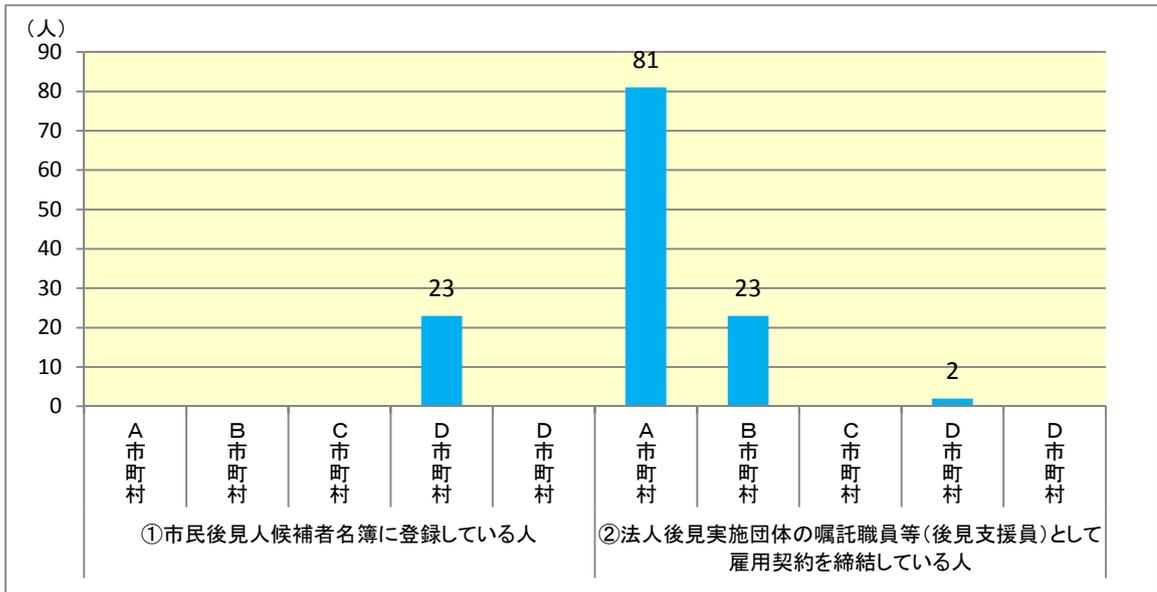
- これまでに市民後見人養成研修を開催したことがある市町村は5市町村。その中で市民後見人養成研修を修了した方は3市町村で合計179人。



《問13に回答した市町村にお聞きします》

問14 上記問13で回答した人数のうち、既に活動できる状態にある人は何人いますか。下記の項目ごとに人数をご記入ください。

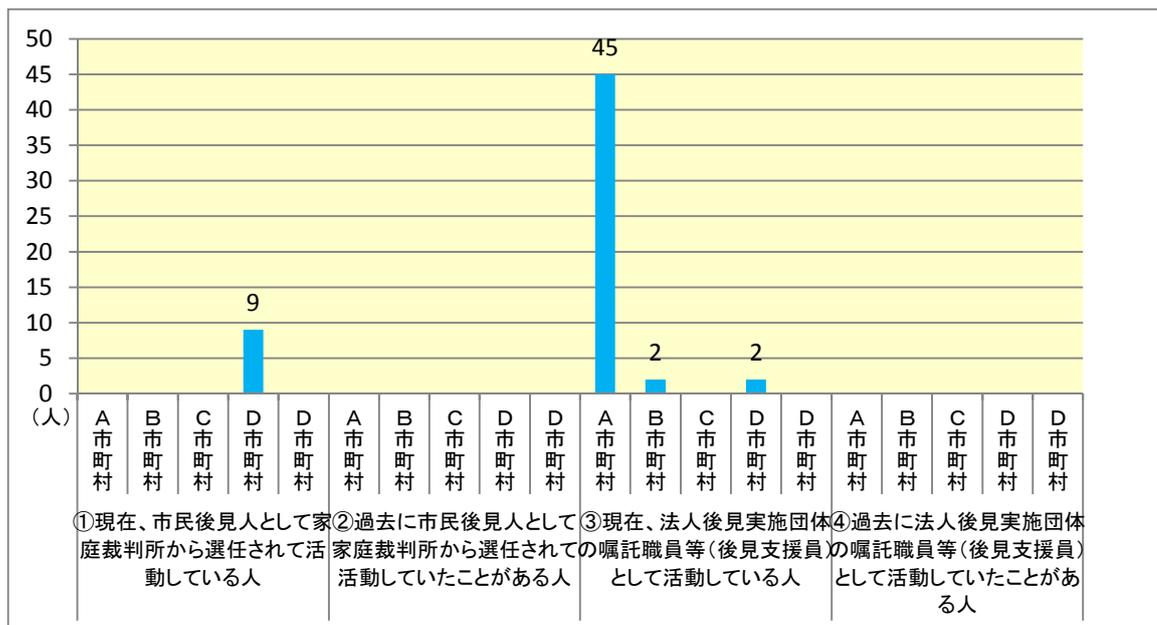
➤ 「市民後見人候補者名簿に登録している人」は1市町村で23人、「法人後見実施団体の嘱託職員等(後見支援員)として雇用契約を締結している人」は3市町村で合計106人となっている。



《問14に回答した市町村にお聞きします》

問15 上記14で回答した人数のうち、現に活動している方、及び過去に活動していた方は何人いますか。下記の項目ごとに人数をご記入ください。

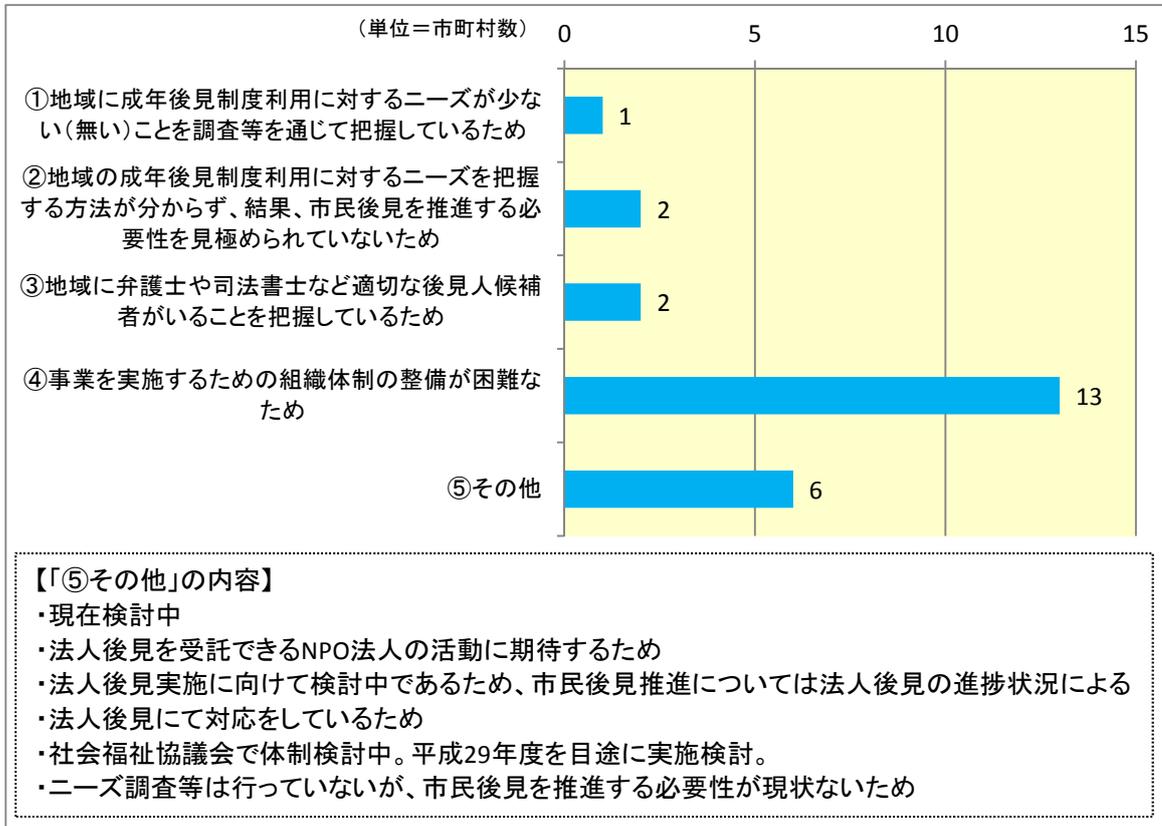
➤ 「現在、市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」は1市町村で9人、「現在、法人後見実施団体の嘱託職員等(法人後見支援員)として活動している人」は3市町村で合計49人となっている。



《問11で、④に回答した市町村にお聞きします》

問16 市民後見推進に関する事業を実施していない理由はなんですか。最も大きな理由1つにチェック☑を入れてください。

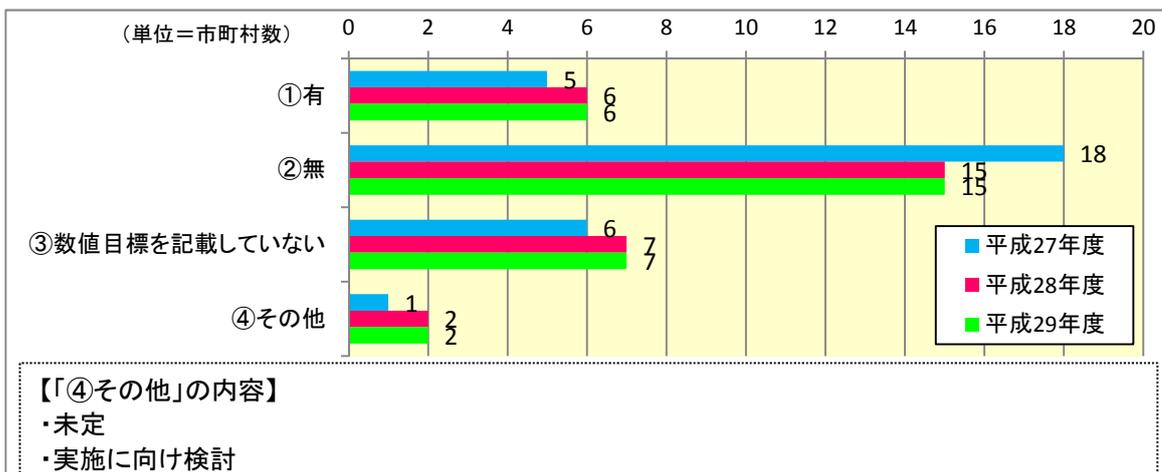
➢ 「事業を実施するための組織体制の整備が困難なため」が13市町村と一番多く、次いで「その他」が6市町村、「地域の成年後見制度利用に対するニーズを把握する方法が分からず、結果、市民後見を推進する必要性を見極められていないため」が2市町村、「地域に弁護士や司法書士など適切な後見人候補者がいることを把握しているため」が2市町村、「地域に成年後見制度利用に対するニーズが少ない(無い)ことを調査等を通じて把握しているため」が1市町村となっている。



#### 4 法人後見について

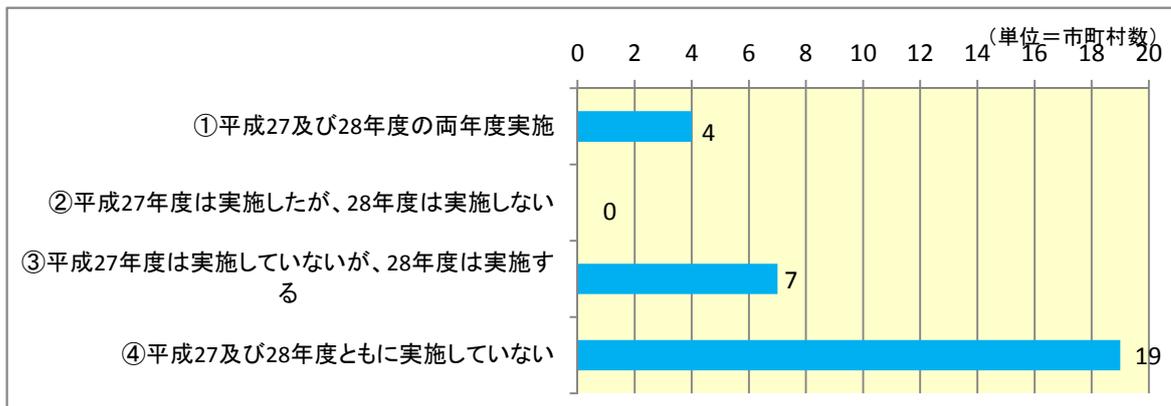
問17 市町村が策定する「第4期障害福祉計画」における地域生活支援事業「成年後見制度法人後見支援事業」の各年度ごとの数値目標(実施の有無)について、該当する項目にチェック☑を入れてください。

➢ 「有」としている市町村数は平成27年度が5、平成28年度が6、平成29年度が6。  
 ➢ 「無」としている市町村数は平成27年度が18、平成28年度が15、平成29年度が15。  
 ➢ 「数値目標を記載していない」市町村数は平成27年度が6、平成28年度が7、平成29年度が7。  
 ➢ 「その他」の内容を記載している市町村数は平成27年度が1、平成28年度が2、平成29年度が2。



問18 地域生活支援事業「成年後見制度法人後見支援事業」について実施していますか。該当する項目にチェック☑を入れてください。

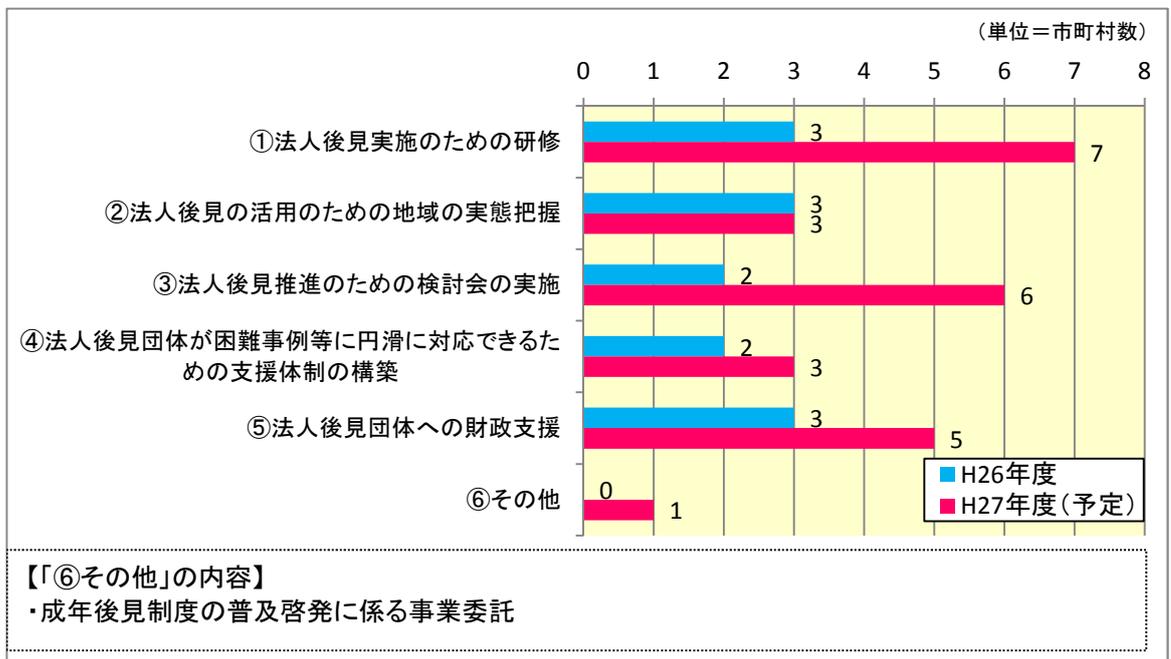
➤ 「平成27及び28年度の両年度実施」が4市町村、「平成27年度は実施していないが28年度は実施する」が7市町村、「平成27及び28年度ともに実施していない」が19市町村となっている。



《問18で、①・②・③のいずれかに回答した市町村にお聞きします》

問19 具体的な取組内容について、該当する項目全てに○を付してください。

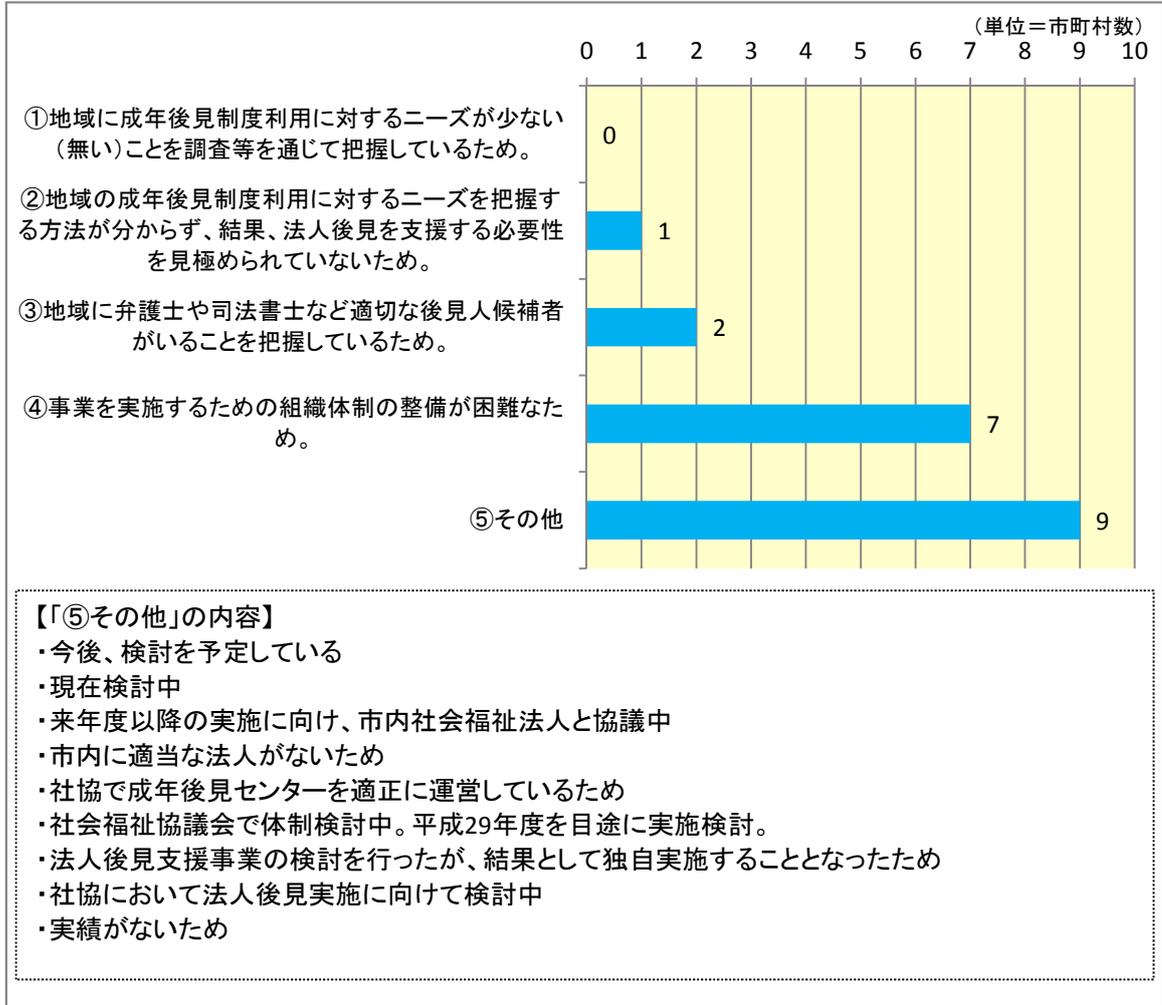
➤ 平成27年度における取組内容として、「法人後見実施のための研修」が3市町村(平成28年度:7市町村)、「法人後見の活用のための地域の実態把握」が3市町村(平成28年度:3市町村)、「法人後見推進のための検討会の実施」が2市町村(平成28年度:6市町村)、「法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築」が2市町村(平成28年度:3市町村)、「法人後見団体への財政支援」が3市町村(平成28年度:5市町村)、「その他」が0市町村(平成28年度:1市町村)となっている。



《問18で、④に回答した市町村にお聞きします》

問20 地域生活支援事業「成年後見制度法人後見支援事業」を実施していない理由はなんですか。最も大きな理由1つにチェック☑を入れてください。

➤ 「その他」(9市町村)を除くと、「事業を実施するための組織体制の整備が困難なため」が7市町村と一番多く、次いで「地域に弁護士や司法書士など適切な後見人候補者がいることを把握しているため」が2市町村、「地域の成年後見制度利用に対するニーズを把握する方法が分からず、結果、法人後見を支援する必要性を見極められていないため」が1市町村となっている。



## 5 その他

問21 成年後見制度推進上の課題や問題点等について、ご自由にお書きください。

➢ 国・県による財源補助は年々減少し、市町村負担が大きくなってきており、事業継続が困難な状況である。
➢ 成年後見制度等を知らないため不安を抱えている人がいる。
➢ 障がい者については、成年後見制度利用支援事業が地域生活支援事業の一つとして補助対象となつてはいるが、補助率が75%であるにもかかわらず、実質補助は50%にも満たないため、積極的な取り組みにより一般財源が急増する可能性がある。
➢ 権利擁護の視点で本制度の利用に結び付くケースがあり、関係者(相談事業所、社協、包括、生活困窮担当等)の連携が必要である。
➢ 一般住民に制度がわかりにくく、周知が不十分なため、周知手段を検討。
➢ 市の成年後見制度利用支援事業の周知が不十分なため、関係者に周知する必要がある。
➢ 日常生活自立支援事業の担当者と連携を図り、本人の状況によっては適切に制度利用できるようにする必要がある。
➢ 第三者後見人が不足している。
➢ 報酬助成対象者の収入・資産要件の曖昧さから助成の判断が困難となる。
➢ 市民後見推進における課題の検証。
➢ 市長申立における行政と関係機関との認識の違い。
➢ 成年後見制度推進における国のビジョンが見えない。
➢ 普及啓発
➢ 親族後見人への支援
➢ 成年後見制度の利用ニーズは増えているが、第三者後見人の不足が危惧される。
➢ 成年後見のニーズが高まっていると感じるが、利用支援事業に関しては、今後利用者が増加すると財政的に厳しい状況になる。とくに障がい者に関しては、助成期間が長期にわたることになるため、さらに厳しい。また、地域生活支援事業の補助率が年々下がる傾向にあるため、市の負担が大きくなっている。
➢ 市長申立を行う際、相談に乗ってもらえる体制、機関があると、市としてはありがたいし、市長申立も進むのではないかと。
➢ 障害福祉計画では、認識不足もあり、計画していませんが、ニーズがあることがわかり、法人後見に向けて、取り組んでいるところです。
➢ 市民後見推進については、対象者が町外の転入者が多いことが見込まれ、本人の素性がわからないまま対応することになるので、市民後見については法人後見の動向を見ながら考えていきたいと思っています。
➢ 第三者後見人の需要はあるが、引受人がない。
➢ 小規模自治体では、制度推進に困難な面も多く、近隣市の取り組みに学び、参加させてもらうところから始めたい。

---

---

## 平成28年度 社協における法人後見事業等に関する実態把握調査の結果

---

---

### 【調査概要】

目的	新潟県内の市町村社会福祉協議会における法人後見事業等への取り組み状況の把握
対象	新潟県内の市町村社会福祉協議会(30社協)
調査時期	平成28年5月16日から6月10日
調査時点	平成28年5月1日
調査方法	郵送による依頼及びファクス等による回収
発送数	30
回収数	30

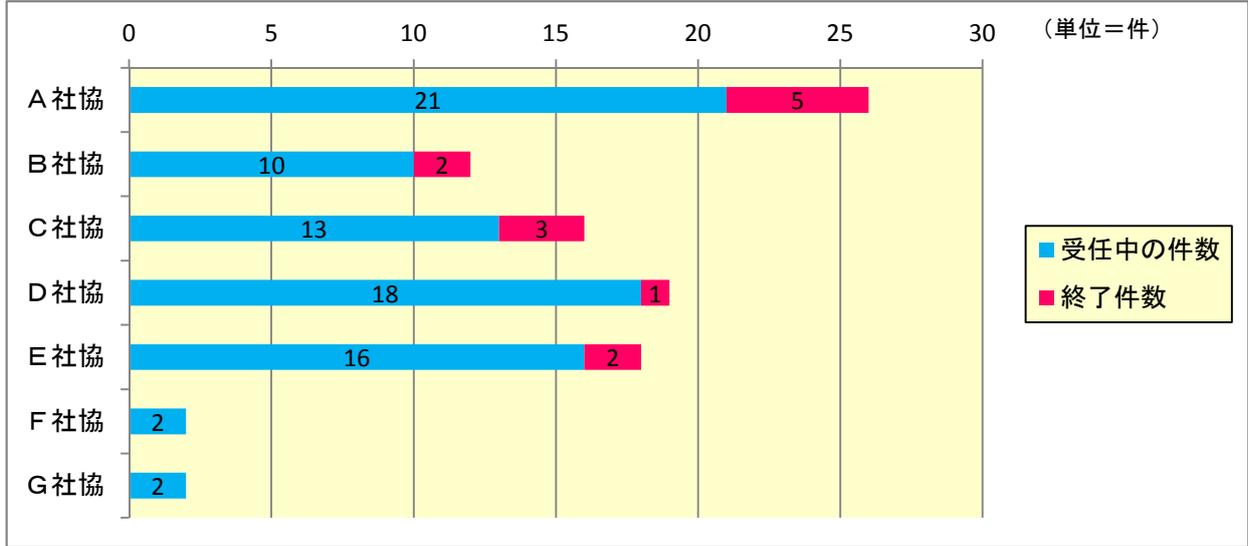
※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は少数第一位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

# 1 法人後見事業実施社協の状況(対象=7社協)

## (1)法人後見事業における受任状況について

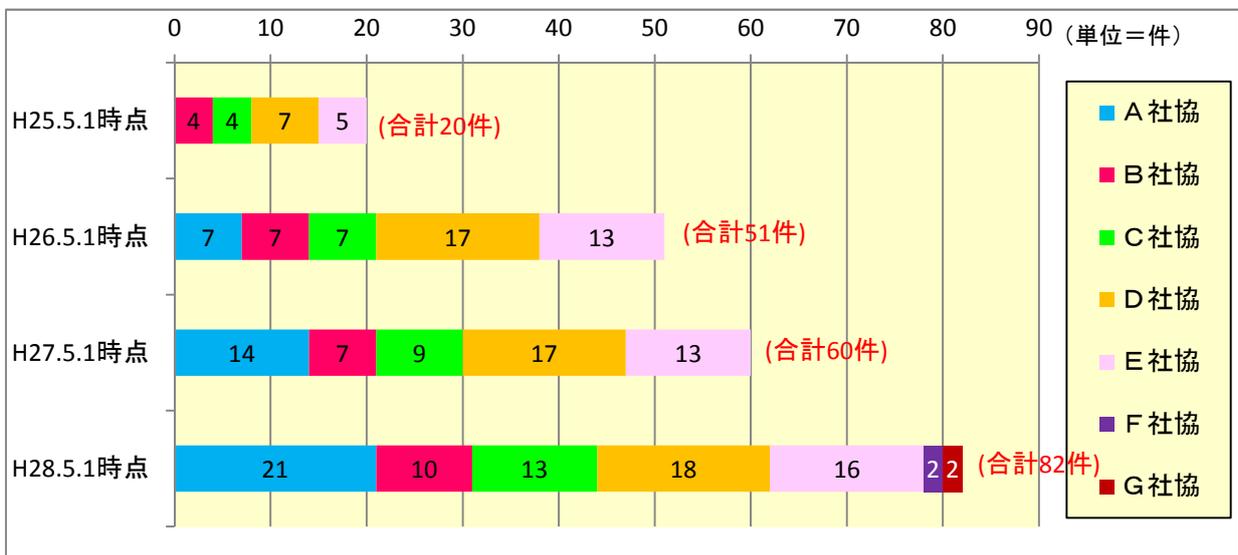
### ①受任件数について

- 県内で法人後見事業を実施している7社協で、これまでに合計95件を受任している。
- うち13件は既に死亡により終了しており、現在の受任件数は合計82件となっている。



### ②受任件数の推移について

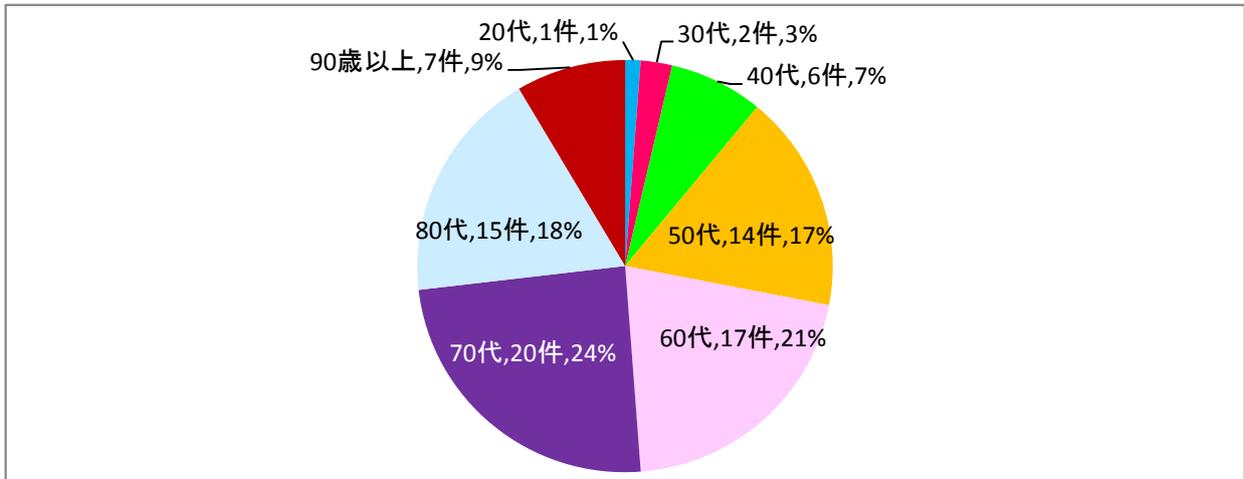
- 平成28年5月1日時点において7社協で合計82件(前年60件)を受任しており、前年同期比で22件増加している。



《 以下、現在受任中の「82件」の状況について 》

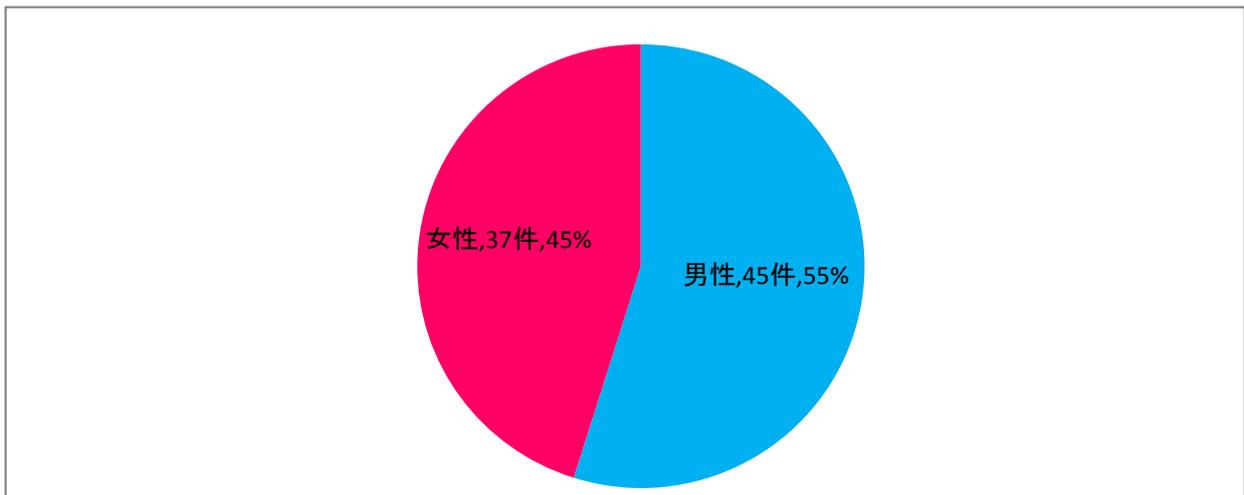
③年齢について

- 受任件数82件のうち、「70代」が20件と一番多く、次いで「60代」が17件、「80代」が15件と続いている。
- 「19歳以下」の受任案件は無い。



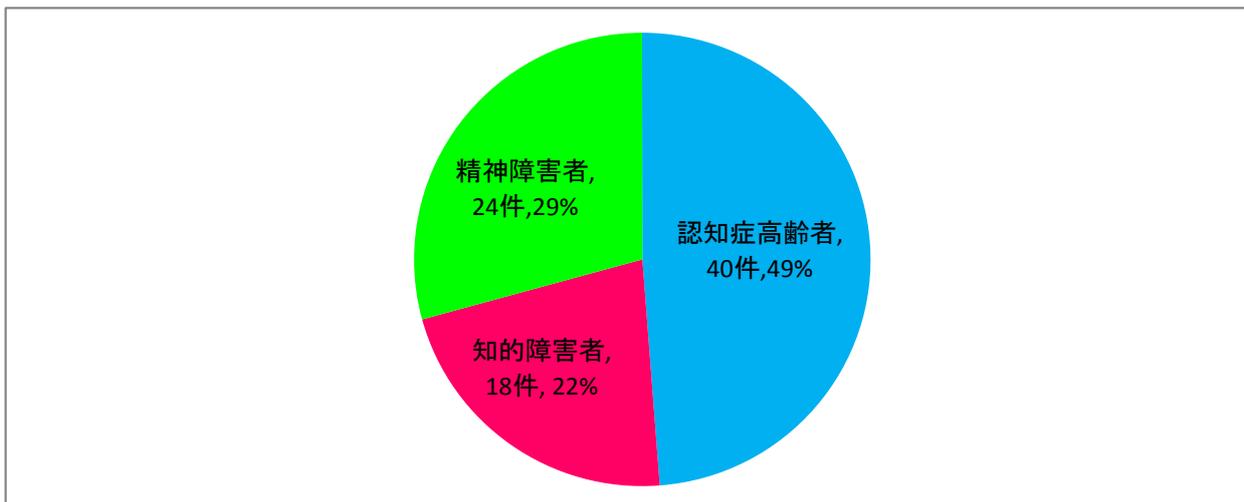
④性別について

- 受任件数82件のうち、「男性」が45件、「女性」が37件となっている。



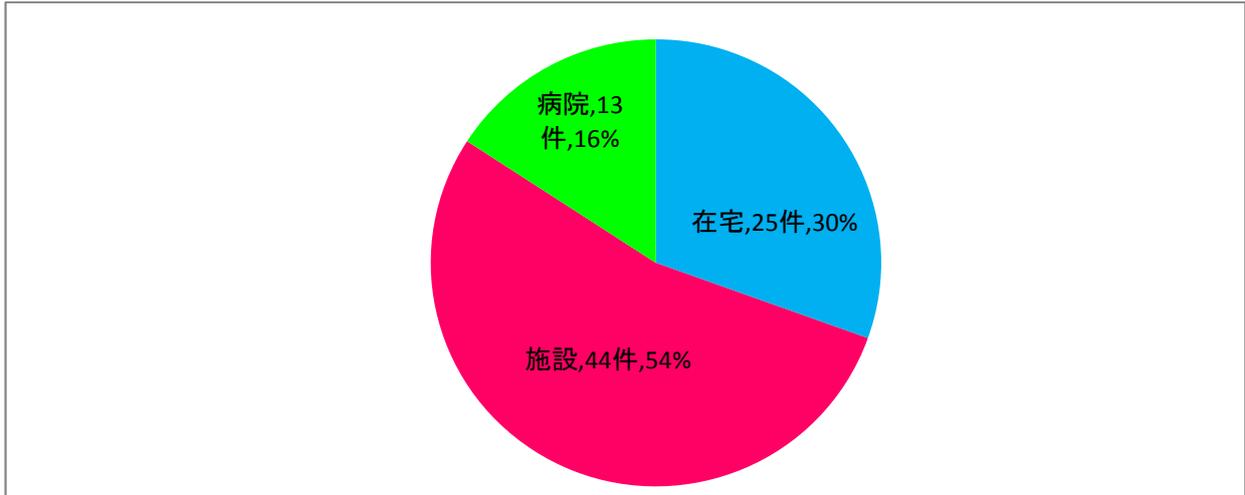
⑤障害等区分について

- 受任件数82件のうち、「認知症高齢者」が40件と一番多く、次いで「精神障害者」が24件、「知的障害者」が18件となっている。



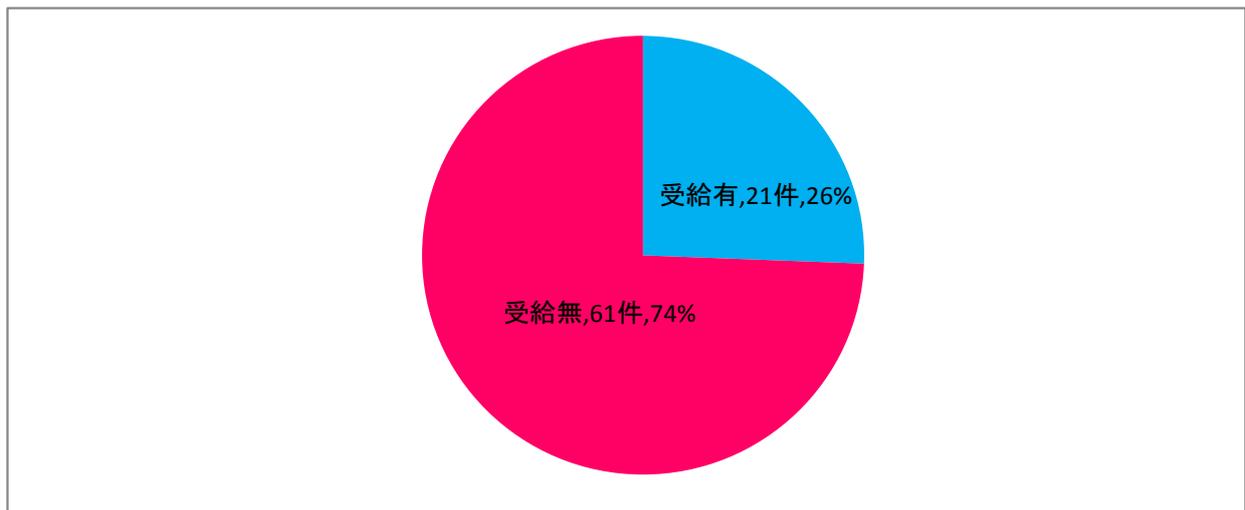
### ⑥居所について

➤ 受任件数82件のうち、「施設」が44件と一番多く、次いで「在宅」が25件、「病院」が13件となっており、被後見人等の7割が「施設」や「病院」に入所・入院している。



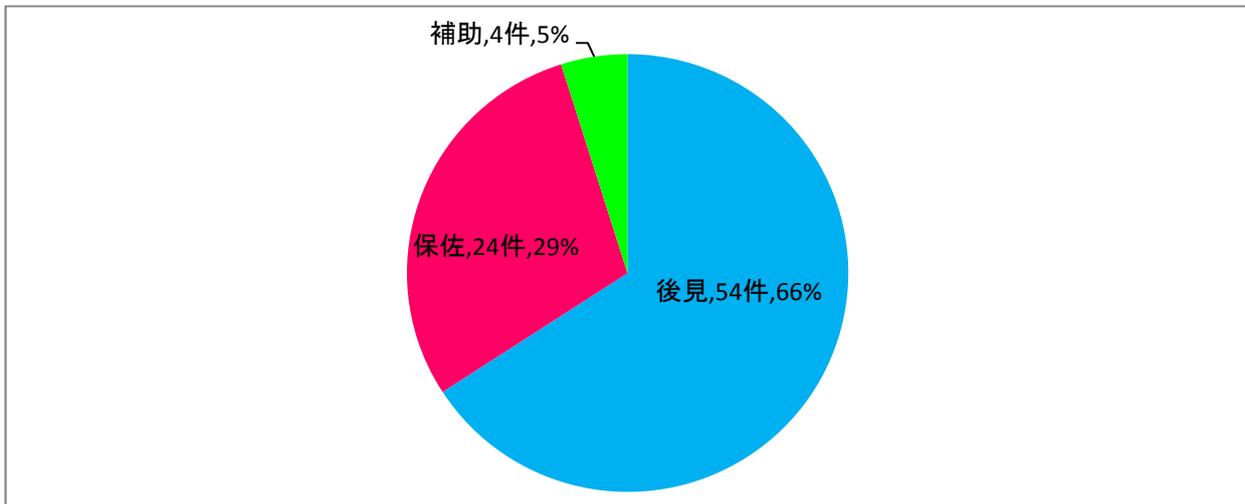
### ⑦生活保護の受給状況について

➤ 受任件数82件のうち、生活保護の「受給有」が21件、「受給無」が61件となっている。



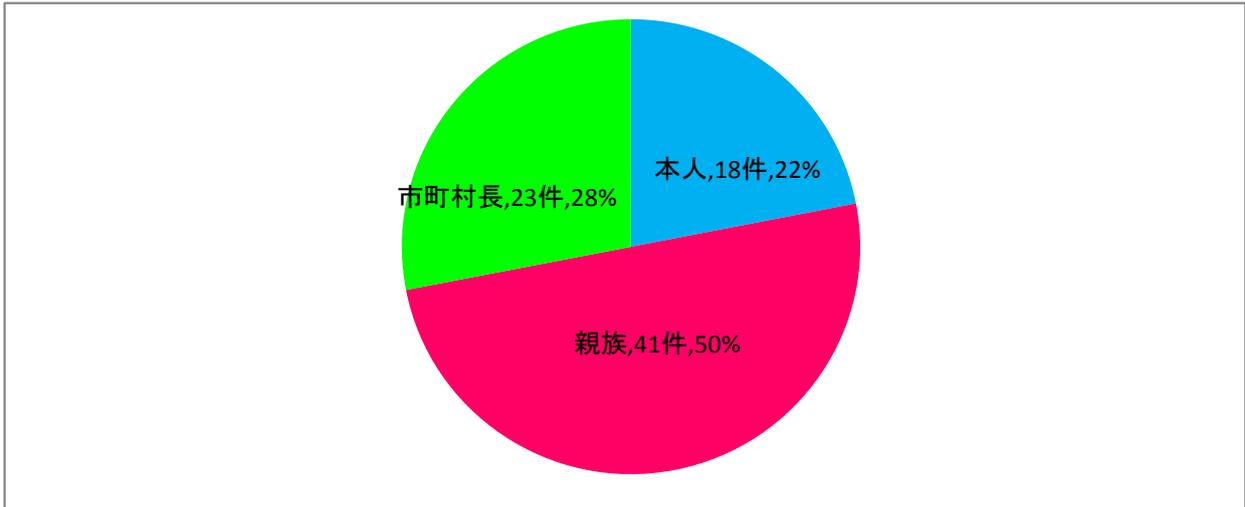
### ⑧類型について

➤ 受任件数82件のうち、「後見」類型が54件と一番多く、次いで「保佐」類型が24件、「補助類型」が4件となっている。



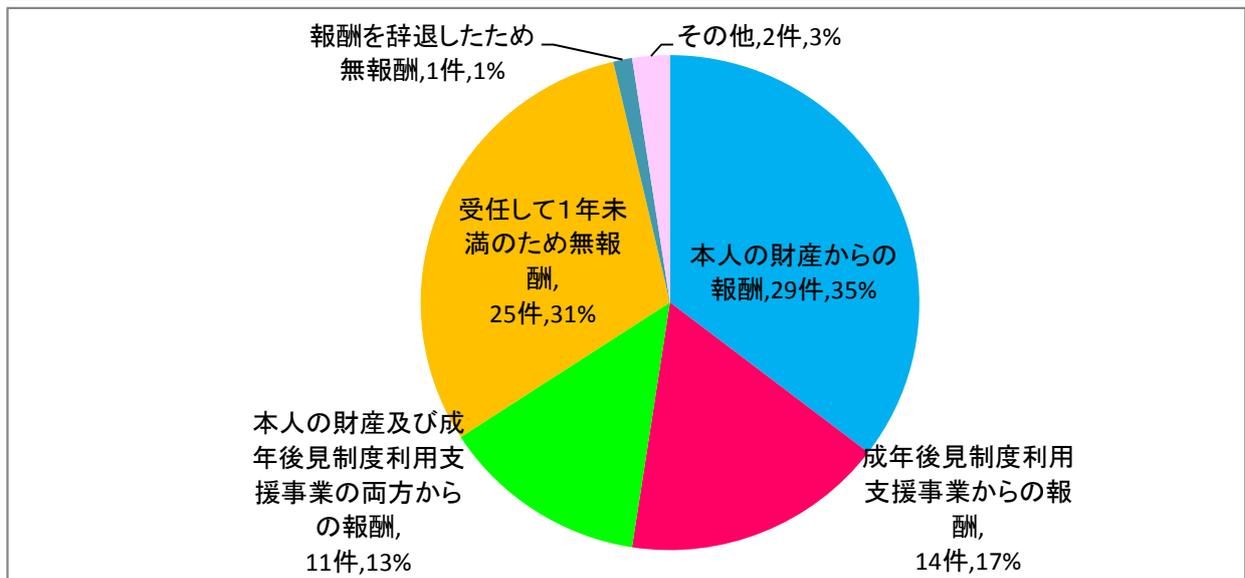
### ⑨ 申立人について

- 受任件数82件のうち、「親族」申立てが41件と一番多く、次いで「市長」申立てが23件、「本人」申立てが18件となっている。



### ⑩ 後見等報酬について

- 受任件数82件のうち、「受任して1年未満のため無報酬」(25件)を除くと、「本人の財産からの報酬」が29件と一番多く、次いで、「成年後見制度利用支援事業からの報酬」が14件、「本人の財産及び成年後見制度利用支援事業の両方からの報酬」が11件、「報酬を辞退したため無報酬」が1件、「その他」が2件となっている。
- 「その他」の内容として、「報酬決定しながらも本人の財産が少ないため受領を見合わせている」となっている。



(2) 法人後見事業以外の成年後見制度関連事業の実施状況について

➤ 7社協のうち、「普及啓発事業」を実施している社協が6社協、「相談支援事業」を実施している社協が6社協、「申立支援事業」を実施している社協が4社協、「市民後見人養成事業」を実施している社協が2社協となっている。

	普及啓発事業			相談支援事業			申立支援事業			市民後見人養成事業			その他		
	委託	補助	自主	委託	補助	自主	委託	補助	自主	委託	補助	自主	委託	補助	自主
A社協	●			●			●								
B社協	●			●			●			●					
C社協	●			●			●								
D社協			●												
E社協	●			●						●					
F社協	●		●			●			●						
G社協						●									

(3) 法人後見事業等に係る職員体制について(単位:人)

➤ 7社協のうち、「正規の専従」職員を配置している社協が2社協、「正規の兼務」職員を配置している社協が5社協、「非正規常勤の専従」職員を配置している社協が2社協、「非正規常勤の兼務」職員を配置している社協が1社協、「非正規非常勤の専従」職員を配置している社協が1社協となっている。

	正規		非正規常勤		非正規非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
A社協	1		3		81	
B社協		6		1		
C社協	1		2			
D社協		17				
E社協		3				
F社協		3				
G社協		2				

(4) 法人後見事業等に係る財源別予算額について(単位:千円)

➤ 7社協のうち、「行政からの委託金」が投入されている社協が5社協、「行政からの補助金」が投入されている社協が2社協、「自主財源」を投入している社協が5社協、「後見報酬」を見込んでいる社協が6社協となっている。

	行政からの委託金	行政からの補助金	自主財源	後見報酬(見込み)	その他
A社協	5,335	8,520		6,175	
B社協	1,110			1,800	
C社協	7,400		1,671	1,500	
D社協		3,364	328	3,690	
E社協	8,495		2,270	4,000	
F社協	500		200	500	
G社協			308		

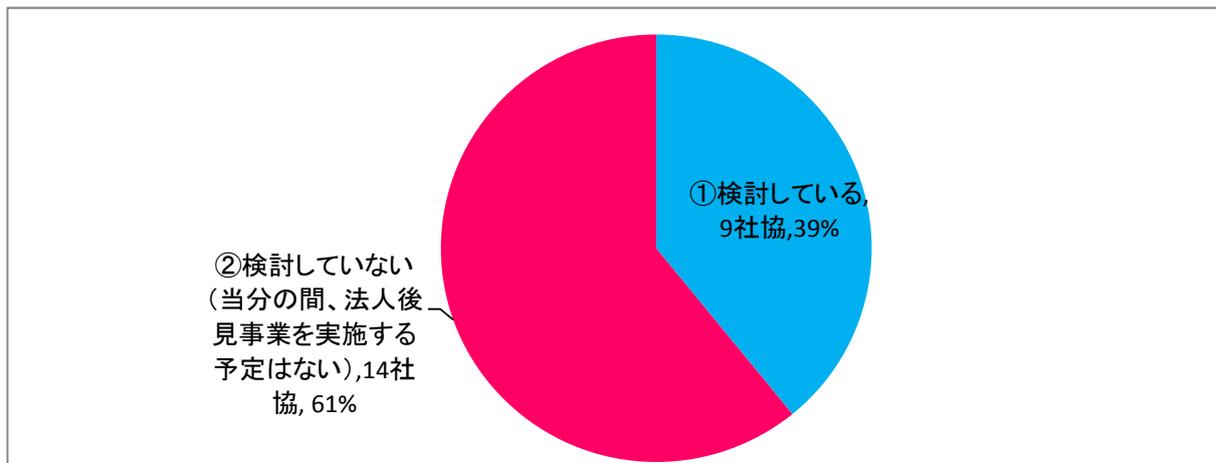
## (5) 成年後見制度推進上の課題や問題点等について(自由記述)

<p>➤ H24年度からH27年度まで実施した市民後見人養成研修は、研修修了者が120名を超えた。H28年度は、関係機関への制度啓発及び広報活動に重点を置くと共に、修了者の活用実態など評価を基に個人受任する市民後見人の育成の要否を再検討する年度とし、養成研修の実施を見合わせた。</p>
<p>➤ 市民参加型法人後見事業を進めるにあたり後見支援員(H28年度登録者81名)の資質向上に努める必要があるが、後見支援員個々の能力等の格差が懸念される。H28年度は、後見支援員の自主的な活動(スキルアップセミナー)を開催し、①広報啓発活動への参加②市民参加型法人後見事業の活動マニュアル作成③終末期に向けて求められる後見人の活動マニュアル作成に取り組むこととした。</p>
<p>➤ 行政との連携</p>
<p>➤ 法人内の体制整備:受任件数の増加に対応できない。</p>
<p>➤ センター機能の不在:関係者や市民から求める声がある。</p>
<p>➤ 申立支援の必要性を感じながら対応できていない。</p>
<p>➤ 報酬受領困難な案件あり。</p>
<p>➤ 増加するニーズに対応するため、法人後見受任の財源面を含めた体制の整備。</p>
<p>➤ 法人受任、市民後見人の養成・受任をしているが、後見人の担い手不足が続いている。</p>
<p>➤ 複雑化専門化する相談対応、受任支援について職員のスキル向上。</p>
<p>➤ 職員の相談体制について</p>
<p>➤ 普及啓発及び行政との連携について</p>
<p>➤ 市民後見人の養成について</p>
<p>➤ 成年後見利用援助事業の要件が、首長申立に限られている</p>
<p>➤ 福祉関係者のほか、本人の生活に関わる機関・各部署でも制度を理解する必要がある(福祉部門以外で、税金に関わる部署や公営住宅に関わる部署などにも)</p>
<p>➤ 本人や家族の周囲で生活に関わる事業所(金融機関、商店など)でも制度の理解が必要</p>

## 2 法人後見事業について検討・未実施社協の状況(対象=23社協)

問1. 法人後見事業の実施に向けて、検討していますか。該当する項目にチェック☑してください。

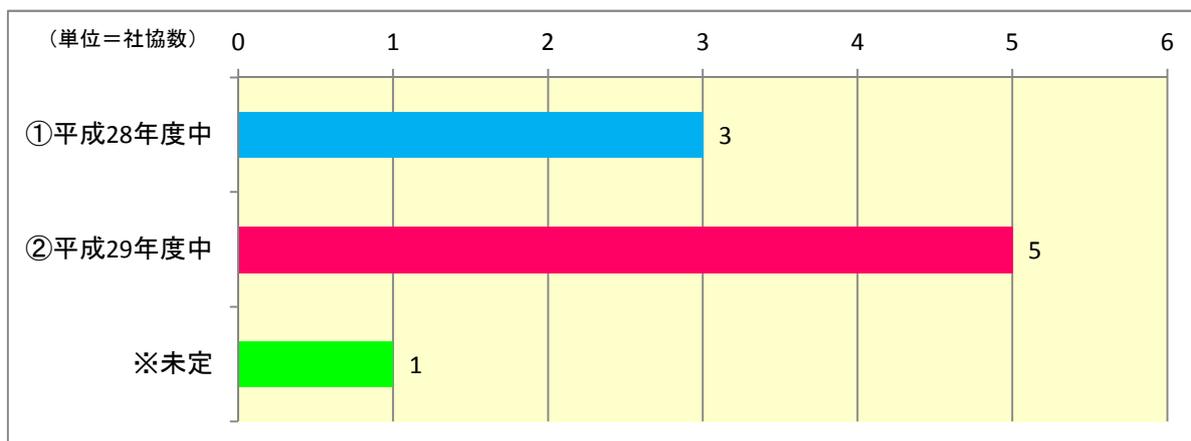
- 法人後見事業について、「検討している」社協が9社協、「検討していない(当分の間、法人後見事業を実施する予定はない)」社協が14社協となっている。



《問1で①に回答した社協へお聞きします。》

問2. いつ頃を目途に法人後見事業を実施する予定ですか。該当する項目にチェック☑してください。

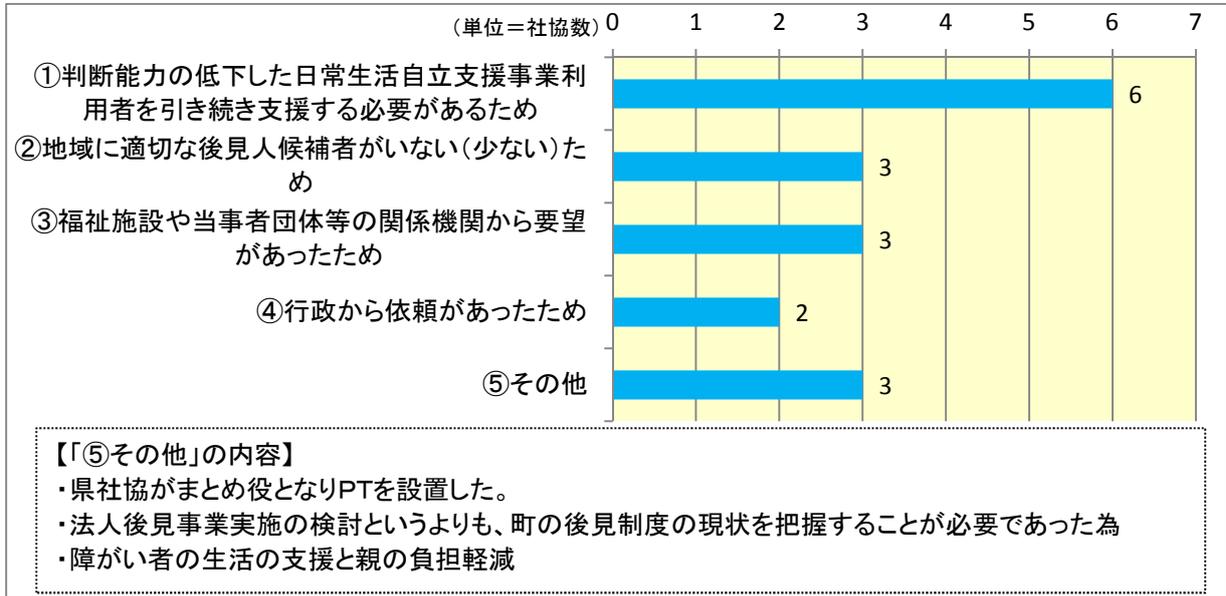
- 法人後見事業を検討している9社協のうち、「平成28年度中」の実施を予定している社協が3社協、「平成29年度中」の実施を予定している社協が5社協となっている。
- なお、設定した選択肢にはなかったが、「未定」と回答した社協も1社協あった。



《問1で①に回答した社協へお聞きします。》

問3. 法人後見事業の実施に向けて検討を始めた理由は何ですか。該当する項目全てにチェック☑してください。

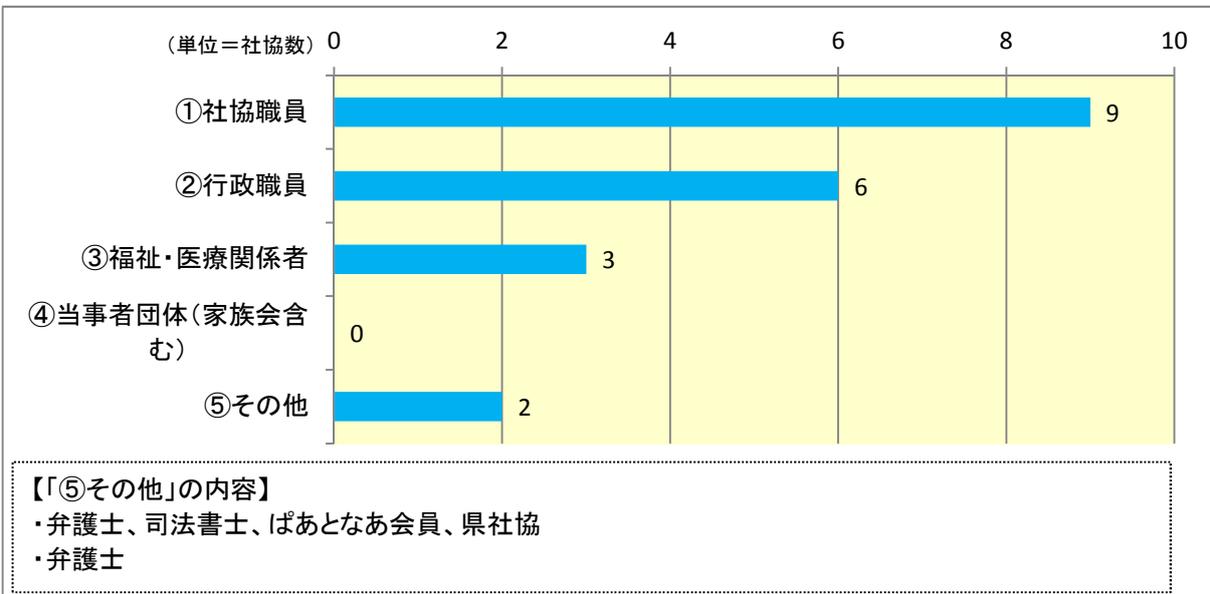
- 法人後見事業を検討している9社協のうち、6社協が「判断能力の低下した日常生活自立支援事業利用者を引き続き支援する必要があるため」、3社協が「地域に適切な後見人候補者がいない(少ない)ため」、同じく3社協が「福祉施設や当事者団体等の関係機関から要望があったため」、2社協が「行政から依頼があったため」と回答した。
- 3社協が回答した「その他」の内容は下記のとおり。



《問1で①に回答した社協へお聞きします。》

問4. 検討しているメンバーは誰ですか。該当する項目全てにチェック☑してください。

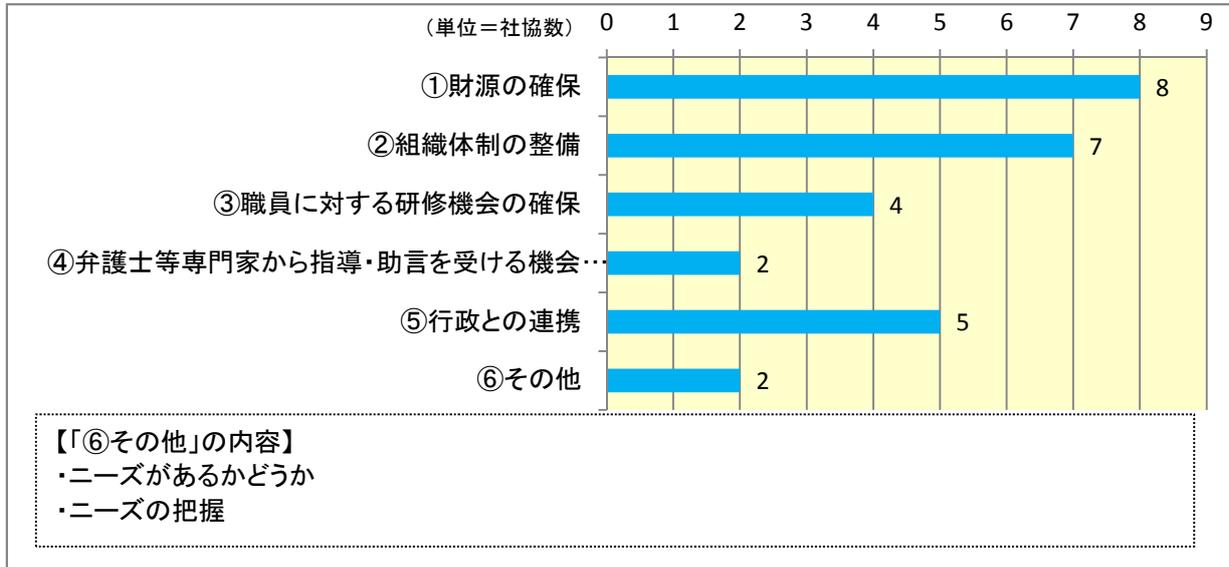
- 法人後見事業を検討している9社協のうち、9社協が「社協職員」、6社協が「行政職員」、3社協が「福祉・医療関係者」と回答した。
- 2社協が回答した「その他」の内容は下記のとおり。



《問1で①に回答した社協へお聞きします。》

問5. 法人後見事業実施に向けて、課題となっていることは何ですか。該当する項目全てにチェック☑してください。

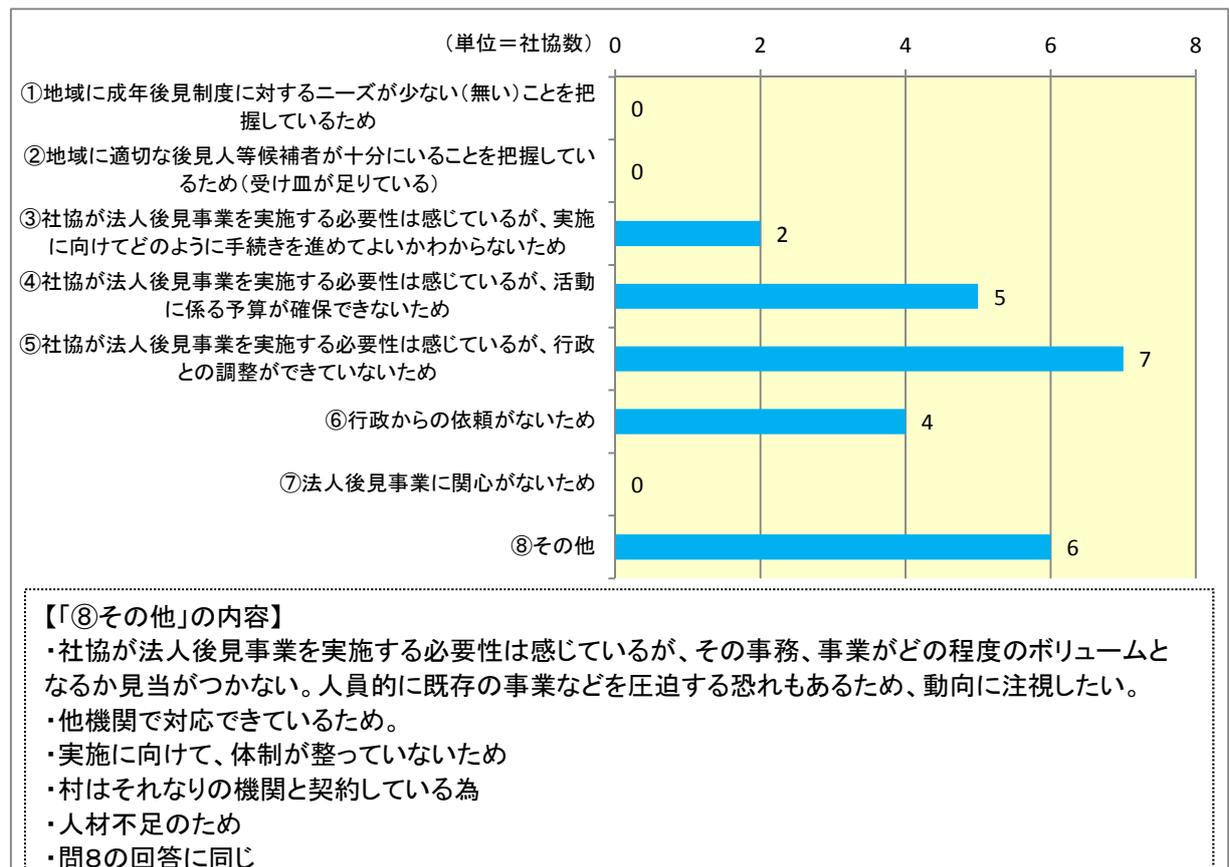
- 法人後見事業を検討している9社協のうち、8社協が「財源の確保」、7社協が「組織体制の整備」、5社協が「行政との連携」、4社協が「職員に対する研修機会の確保」、2社協が「弁護士等専門家から指導を受ける機会の確保」と回答した。
- 2社協が回答した「その他」の内容は下記のとおり。



《問1で②に回答した社協へお聞きします。》

問6. 実施しない理由は何ですか。該当する項目全てにチェック☑してください。

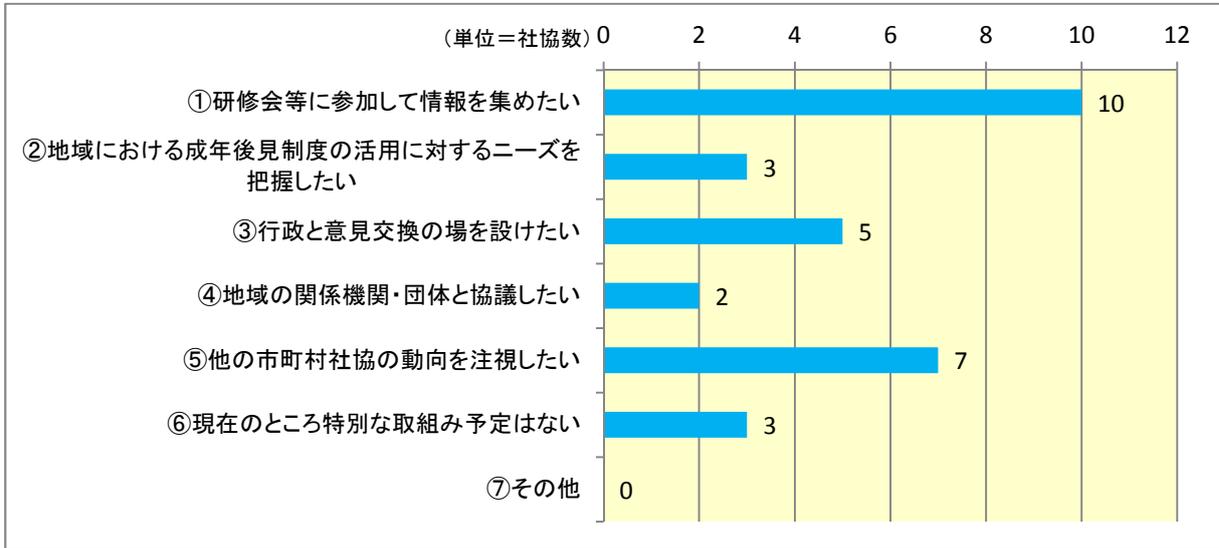
- 法人後見事業を検討していない14社協のうち、7社協が「社協が法人後見事業を実施する必要性は感じているが、行政との調整ができていないため」、5社協が「社協が法人後見事業を実施する必要性は感じているが、活動にかかる予算が確保できないため」、4社協が「行政からの依頼がないため」、2社協が「社協が法人後見事業を実施する必要性は感じているが、実施に向けてどのように手続きを進めてよいかわからないため」と回答した。
- 6社協が回答した「その他」の内容は下記のとおり。



《問1で②に回答した社協へお聞きします。》

問7. 当面の取組方針について、該当する項目全てにチェック☑してください。

- 法人後見事業を検討していない14社協のうち、10社協が「研修会等に参加して情報を集めたい」、7社協が「他の市町村社協の動向を注視したい」、5社協が「行政と意見交換の場を設けたい」、3社協が「地域における成年後見制度の活用に対するニーズを把握したい」、2社協が「地域の関係機関・団体と協議したい」と回答した。
- また、「現在のところ特別な取組み予定はない」と回答した社協も3社協あった。



問8. 成年後見制度推進上の課題や問題点等について、ご自由にお書きください。

- 法人後見運営委員会の構成員を確保できるかどうか。
- 村の規模に対して定款の記載する必要があるのかどうか。
- 実態調査でも明らかになったことだが、制度へつなげる側である支援者がまだまだ理解不足であり、そこが改善されなければ推進は難しいと感じている。
- 弁護士、司法書士などの法律専門職ネットワークが必ず必要となること。
- 制度を必要な方が、制度に結びついていない現状がある。
- 市内で成年後見制度受任できる受け皿に限りがある。
- 成年後見制度の申し立ての支援が活発でないように思われる。
- 制度に関する勉強会の機会が少ない。
- 平成29年度には法人後見事業を社協として取り組むが、担当職員が他の事業と兼務するため受ける件数が限られる。今後、事業規模の拡大を図るには職員配置での行政からの財政支援が必要である。行政としての市民後見人養成や法人後見事業の必要性が不透明である。
- 具体的な検討には至っていないが、H28年度セミナー実施。今後、法人後見事業についても検討したい。
- 現在、当会で受託している日常生活自立支援事業の利用件数が200余件と、当会の人員体制では手一杯の状態、新規の受け入れをストップしている。そのため、成年後見制度を推進していく上でも、日常生活自立支援事業と併せて、権利擁護体制の充足を図ることが課題として挙げられる。
- 成年後見制度の推進にあたり、法人後見のみでは地域ニーズを担うことが難しく、受任数が限定されることから、市民後見人の養成も視野に入れた検討が必要と思われる。
- 家族会からの意見などからも必要性は感じているのですが、体制の整備等進まない状況です。
- 法人後見事業を市内で実施するのであれば社協であるべきと考えています。但し、現時点で早急に検討、取組みを開始するとは考えていません。当面は日常生活自立支援事業について市バージョンを検討し、制度を利用出来なかった様々な理由(規定?しぼり?)等の精査を行い、様々なケースで制度を利用できるバージョンの検討を行いたいと考えています。社協における法人後見事業については、日常生活自立支援事業の独自バージョンの検討を実施する中で、社協内部で法人後見について多く勉強をしていきたいと考えています。急ぎ、急ぎに法人後見事業実施に踏み切るには多くの課題があると思っています。



